

指定管理者制度の運用に関する指針

平成 2 1 年 9 月

板 橋 区

はじめに

指定管理者制度は、平成 15 年 9 月の「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 81 号)の施行により、「多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図る。」ことを趣旨として創設された。

板橋区における指定管理者制度は、平成 16 年 1 月に、「公共サービスの民間開放」など 4 本の柱を基本的視点に据えて策定した「板橋区経営刷新計画」(平成 16 年度から 25 年度までの 10 年間)において将来に向けた基本的方向性を示し、その後、平成 18 年 1 月に策定した「板橋区経営刷新計画・修正版」及び 19 年 1 月策定の「板橋区第二次経営刷新計画(平成 19 年度から 22 年度までの 4 年間)において、公共サービスの民間開放の具体的な手法として、指定管理者制度の導入とその対象とする施設名を可能な限り明らかにしながら取り組んできたところである。

最初の導入から 5 年が経過する平成 22 年度には、平成 17 年度に導入した 12 施設の指定更新時期を迎えることから、その後の社会経済状況等の変化も踏まえながら、制度の運用上の課題を検証し、必要な対策を講じたうえで選定手続きを進めていく必要がある。

このような状況から、平成 20 年 8 月に指定管理者導入の評価・点検を行う「板橋区指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」を定め、本年度、平成 17 年度から 19 年度の間に導入した施設についてモニタリング・評価を実施したところであるが、これまでに報告された評価結果を総括すると、いずれの施設も制度導入の趣旨に則り、概ね順調に管理運営が行われているものと評価できる。

したがって、制度全体としては今後も現状の仕組みを維持していくこととするが、さらに指定管理者による施設の安定的運営と従業員の適正配置を確保し、区民サービスのさらなる向上を図るため、「指定管理者制度導入施設の指定管理料及び人件費の算定に関する細目」を定めて、平成 22 年度から、人件費を中心とした指定管理料の改善を行うこととした。

これらの改善事項を含め、改めて制度全体を網羅した統一的な指針として本指針を作成するものである。

今後は、人件費等の改善の趣旨を指定管理者に十分説明し、管理運営に反映させるとともに、モニタリング・評価の内容をさらに実効あるものとして、指定管理者制度の本旨を活かした区民満足度の高い制度運営を目指すものとする。

目 次

指定管理者制度の概要	
1 制度の趣旨	1
2 制度の概要	1
(1) 条例で定めるべき事項	1
(2) 指定にあたっての議決事項	1
(3) 指定管理者に行わせることができない事項	1
3 指定管理者の範囲	1
指定管理者制度の導入に関するガイドライン	
1 基本方針	2
2 導入適否の判断	2
指定管理者制度運用上の手引き	
1 指定管理者運用手続きの流れ	4
2 導入方針の決定	5
(1) 指定管理者候補者の募集	5
(2) 指定管理業務の内容等の決定	6
(3) 指定期間	6
(4) 利用料金制	6
3 条例の整備	7
4 管理運営方法の決定	7
(1) 業務仕様書の作成	7
(2) 指定管理者による提案	7
(3) 職員の配置	7
(4) 指定管理料	7
(5) 第三者への業務委託	8
5 募集手続き	9
(1) 募集の期間	9
(2) 募集の周知	9
(3) 募集要項	9
(4) 申請書類	9
(5) 資格要件	10
6 指定管理者（候補者）の選定	11
(1) 選定委員会の設置	11
(2) 選定基準の作成	11

(3)	選定結果の公表	．．．．	11
(4)	選定結果の情報公開	．．．．	12
(5)	候補者としてふさわしい団体が存在しなかった場合	．．．．	12
(6)	選定した団体を候補者とするできなくなった場合	．．	12
7	指定管理者の指定	．．．．	13
(1)	議決	．．．．	13
(2)	告示・通知	．．．．	13
(3)	指定の取消し	．．．．	13
8	協定の締結	．．．．	14
(1)	基本協定書に盛り込むべき事項	．．．．	14
(2)	年度協定に盛り込む共通項目	．．．．	16
9	適切な管理運営の確保	．．．．	17
(1)	提出書類	．．．．	17
(2)	個人情報の適切な保護	．．．．	17
(3)	災害・事故等への対応	．．．．	17
(4)	指定管理者に対する監督	．．．．	18
(5)	指定管理者に対する監査	．．．．	18
(6)	業務の引継ぎ	．．．．	18
(7)	指定の取消し及び業務の停止命令	．．．．	18
(8)	団体における変更等への対応	．．．．	19
(9)	不服の申立て	．．．．	19
10	指定管理者への要請事項	．．．．	19
	モニタリング・評価		
1	指定管理者モニタリング・評価について	．．．．	20
2	指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針		
	(平成20年8月22日区長決定)	．．．．	21
(別紙)	「指定管理者制度導入施設の指定管理料及び人件費の算定に 関する細目」	．．．．	35
(参考) 1	従来管理委託、業務委託との比較	．．．．	37
(参考) 2	公設民営、民設民営との比較	．．．．	38
(参考) 3	PFIとの比較	．．．．	38
(資料編)			
1	指定管理者制度に関する法律・通知等	．．．．	39
2	区関係指定管理者制度に関する通知等	．．．．	62

指定管理者制度の概要

1 制度の趣旨

平成 15 年 9 月に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 81 号)に基づき、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを趣旨として指定管理者制度が創設された。

この制度の創設に伴い、公の施設の管理運営において、民間事業者を含めた多様な管理運営主体の能力やノウハウを最大限に活用し、より一層充実したサービスを効率的に提供していくことが地方公共団体に求められている。

2 制度の概要

(1) 施設の設置条例で定めるべき事項

指定管理者の指定の手続き(申請手続、選定基準、事業計画の提出等)

指定管理者が行う管理の基準(休館日、開館時間、利用制限の要件等)

業務の範囲(施設、設備の維持管理、個別の利用許可等)
その他必要な事項

(2) 指定にあたっての議決事項

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

指定管理者となる団体の名称

指定期間

(3) 指定管理者に行わせることができない事項

使用料の強制徴収(地方自治法第 231 条の 3)

不服申立てに対する決定(地方自治法第 244 条の 4)

行政財産の目的外使用許可(地方自治法第 238 条の 4 第 4 項)

3 指定管理者の範囲

指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、自治体の出資団体に限らない民間事業者も議会の議決を経て指定管理者となれりとされている。

個人を指定管理者として指定することはできないが、一定の要件を満たした団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。

公の施設の管理については、同時に複数の者を指定管理者に指定することはできない。(共同企業体は可)

1 基本方針

板橋区においては、平成 16 年 1 月に策定した「板橋区経営刷新計画」において、公共サービスの民間開放を積極的に進めていく方向性を示しており、その後の「板橋区経営刷新計画追加・修正版」（平成 18 年 1 月策定）及び「板橋区第二次経営刷新計画」（平成 19 年 1 月策定）において、民間開放の一つの手法として指定管理者制度を導入する方針を定め、平成 17 年度から平成 22 年度までの導入施設を年次別に明示して、計画的に導入を進めている。

今後は、これまで導入した施設の効果の検証を行い、その結果、指定管理者制度を導入することにより、区が直営で管理運営を行う場合と同等又はそれ以上のサービス水準が見込まれると判断される場合は、可能な限り次期計画の中で導入予定施設を明らかにして取り組んでいくものとする。

また、指定期間満了後の指定管理者の更新にあたっては、モニタリング・評価の結果を踏まえ、導入効果や課題の検証を十分に行い、次期選定に臨むものとする。

2 導入適否の判断

- (1) 指定管理者制度の導入については、以下の から の視点を踏まえて、総合的に判断し、指定管理者制度の導入の適否を判断する。

なお、施設の業務の中に区が直接実施すべき業務などが含まれる場合は、当該業務を指定管理業務から切り離れたうえで、指定管理者制度を導入することもできるものとする。

民間事業者等に委ねることで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。

民間事業者等に委ねることで、経費が節減される可能性があるか。

利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、直営でなければ確保できない明確な理由があるか。

同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在するか。

施設が提供するサービスの専門性・特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能であるか。

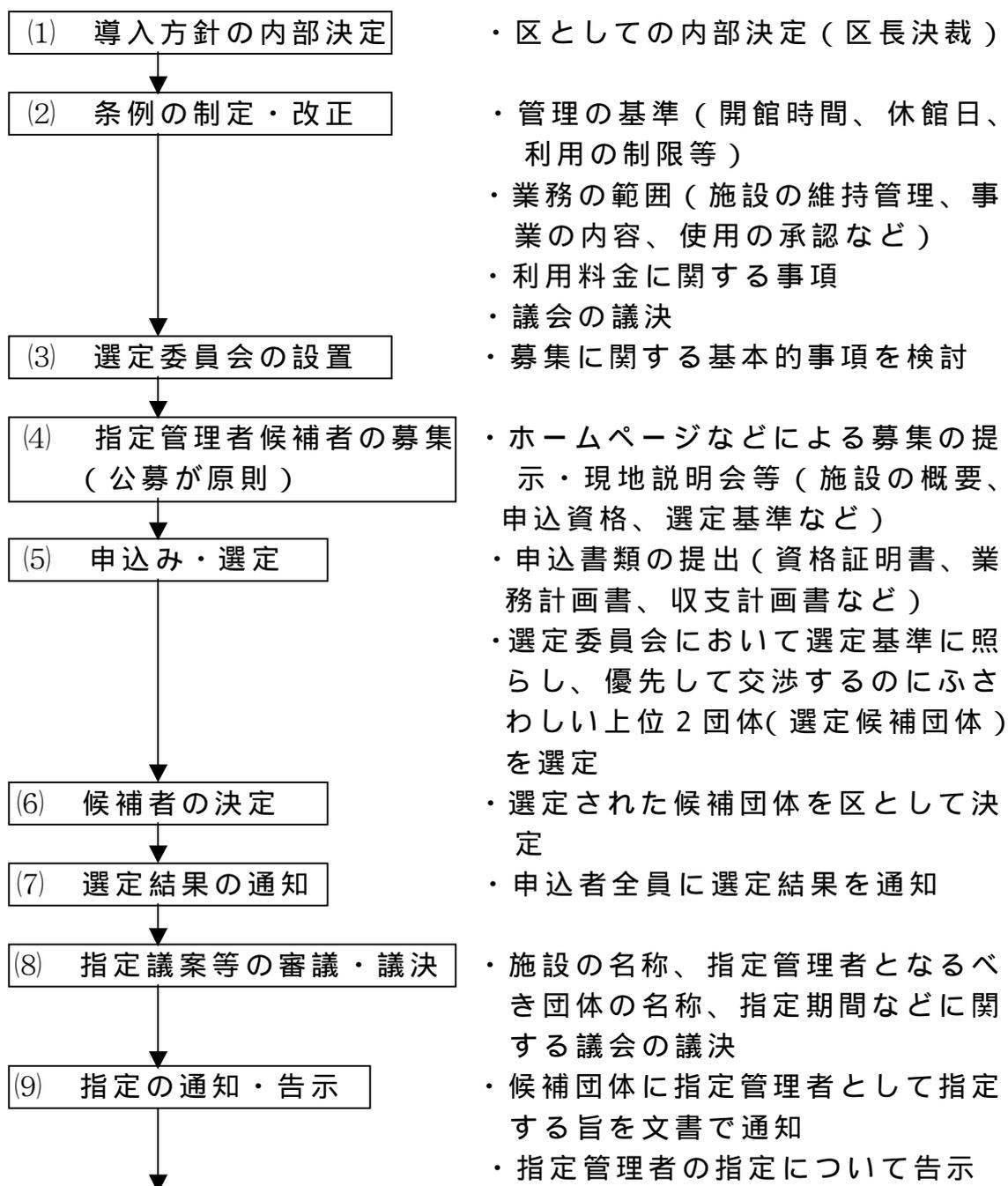
本来の施設の性格としては、税負担ではなく使用料・利用料金を中心として運営を行うべき施設であるか。

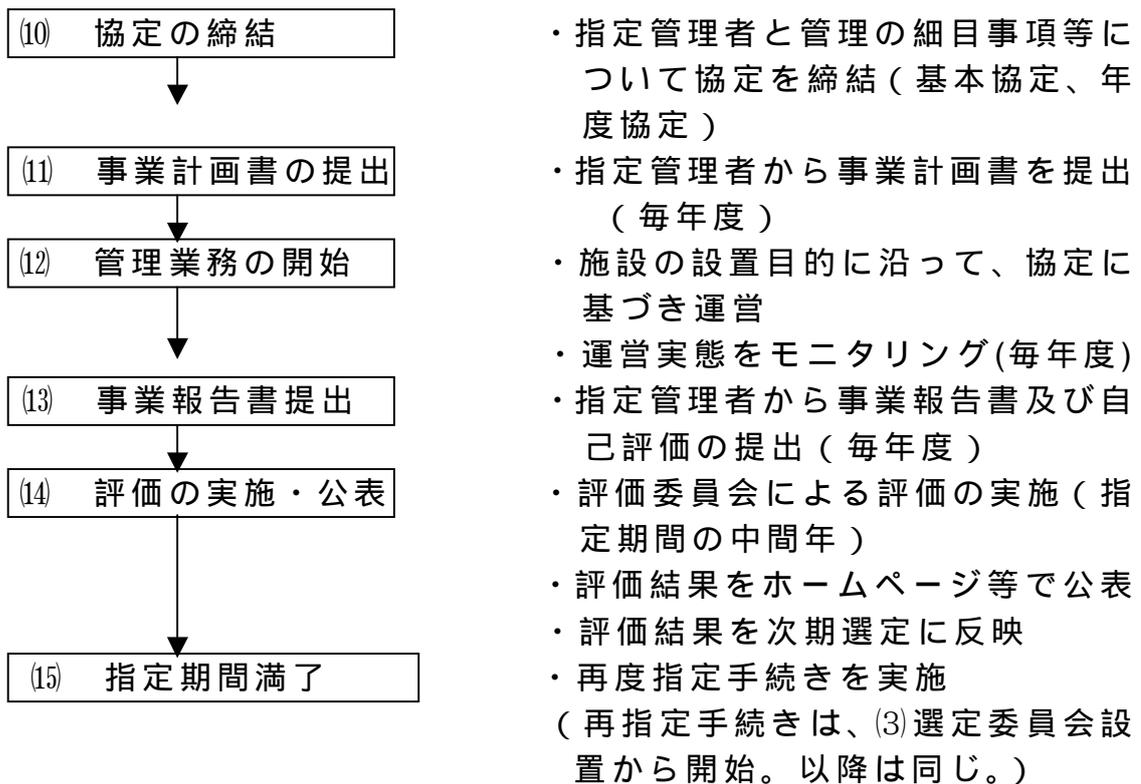
- (2) 指定管理者制度の導入後、施設の設置目的の変更や社会経済状況の大幅な変動など、現行の管理運営形態を見直すべき事由が生じた場合には、改めて指定管理者制度導入の適否を判断し、管理運営形態を決定する。

指定管理者制度運用上の手引き

1 指定管理者制度運用手続きの流れ

指定管理者制度の運用にあたっては、PDCA サイクル（Plan: 制度導入の決定～協定の締結、Do: 指定管理者による管理運営、Check: モニタリング・評価、Action: 改善、次の選定等へ反映）を確実に推進する。





2 導入方針の決定

(1) 指定管理者候補者の募集

指定管理者の候補者は、区民サービスの向上と経費の節減を図るとい指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争の原理を働かせる観点から原則として公募する。

公募は、原則として、施設ごとに行う。ただし、同種の施設、同一建物内又は隣接した施設など、一体的に管理運営を行う方が効果的・効率的と判断される場合は複数の施設を一括して公募することができる。

以下のアからオの項目に該当する場合は、公募によらないことができる。

なお、公募によらない場合は、その理由を公表する。

ア PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営を行う者を指定する場合

イ 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合

ウ 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合

エ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

オ その他、公募によらない合理的な理由がある場合

(2) 指定管理業務の内容等の決定

指定管理業務の内容等については、施設の設置条例、協定書、業務仕様書、募集要項に記載する内容の基本となるものであることから、以下の点に留意して定める。

指定管理者施設で行われる全ての業務のうち、指定管理者が行う業務の範囲

個別業務ごとの目的・対象・内容及び管理運営の水準

業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法

(3) 指定期間

指定の期間は、原則として5年とする。ただし、以下の項目に該当するなど合理的な理由がある場合には、5年以外の期間を定めることができるものとする。

PFI事業により施設の管理運営を行う場合

廃止など、施設の大幅な見直しが予定されている場合

施設の改築・大規模改修等が5年以内に予定されている場合

入所型の社会福祉施設などで、利用者と施設職員との継続的な信頼関係が特に必要と認められる場合

医療分野など、安定した経営や専門性の高い人材の確保が必要となる場合

緊急に指定を行う必要がある場合

(4) 利用料金制

利用料金制の導入については、当該施設の経営状況、利用料金収入の見込みと指定管理料の節減効果などのほか、当該施設の設置目的・特性等を総合的に勘案したうえで判断するものとする。

利用料金の額は、区の条例の定めるところにより、区の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

利用料金は、全て指定管理者の収入とする。ただし、見込み額を上回る収入があった場合はその一部を区に納付させることができるなど、これによらない取り扱いをすることができるものとする。

指定期間中に、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により協定書に定められた事項を見直す必要があると認められる場合は、区と指定管理者の協議により、利用料金の取り扱い等について必要な措置を講じるものとする。

利用料金制を導入した場合、指定管理者が利益を優先した運営を行い、施設の設置目的が十分に達成されなくなる可能性を否定できないため、施設を所管する部署においては適切に指導・監督を行うものとする。

3 条例の整備

指定管理者制度の導入にあたっては、施設の設置条例により、の2(1)の各事項を規定する。

4 管理運営方法の決定

(1) 業務仕様書の作成

業務ごとの目的、対象、内容及び管理運営の水準並びに業務実施にあたっての注意事項、職員の配置その他業務の履行方法など必要事項をまとめ業務仕様書を作成する。

(2) 指定管理者による提案

指定管理者は、業務仕様書に掲げられた業務(委託事業)のほか、自らが企画する事業を提案することができるものとし、この提案が採用された場合はこれも指定管理業務に含まれるものとする。

(3) 職員の配置

法令等や現行の管理運営体制を踏まえ、サービス水準を維持するうえで最低限必要と考えられる職員配置の基準(職種、技能、資格、人数等)を作成し、募集要項及び協定書、業務仕様書等に明示する。

(4) 指定管理料

指定管理料の算定

ア 指定管理料は、区と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めるものとする。

イ 指定管理料の算定にあたっては、施設の設置目的や特性を踏まえ、施設の運営基準、職員配置、過去の運営実績等を十分精査し、算定するものとする。

ウ 指定管理料の算定方法は、別紙「指定管理者制度導入施設の指定管理料及び人件費の算定に関する細目」(P35参照)に基づき算定するものとする。

指定管理料の精算

指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理料は、原則として精算を行わないものとする。ただし、修繕費など特別の扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算すること

ができるものとする。

指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、区と指定管理者が協議のうえ、これを変更できるものとする。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定の取消し等があった場合は、区は指定管理料の全部又は一部を返還させるものとする。

管理口座

指定管理業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、原則として、団体本体の口座とは別の口座で管理するものとする。

修繕費の分担

修繕費に関する区と指定管理者の費用の分担については、募集要項及び協定書に明記する。

(5) 第三者への業務委託

指定管理者は指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできないものとする。ただし、清掃、警備及び設備の保守点検など業務仕様書等において再委託できる旨を明示されたものは、この限りではない。

なお、再委託先の団体等において、法令の遵守や必要かつ十分なサービスの提供が確保されるよう、区は指定管理者を指導・監督するものとする。

5 募集手続き

(1) 募集の期間

募集期間は、周知に十分な期間を確保する必要があることから、少なくとも1か月以上を確保するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(2) 募集の周知

募集は、告示、区ホームページ、広報紙及び当該施設への掲示など、可能な限り幅広く周知する。

(3) 募集要項

指定管理者の募集にあたり、募集要項を作成する。

募集要項の記載事項は、以下に定めるものを基本とし、施設の特性等を踏まえ、適宜、変更する。

施設の設置目的

施設の概要

指定管理業務の内容等

指定期間

資格要件

管理の基準

職員の配置

指定管理料

使用料、利用料金

申請期限等

提出書類・部数

募集説明会及び質問の受付、回答方法

選定手続き、審査基準、指定手続き

協定に関する事項

申請にあたっての留意事項

評価の実施、公表

業務の引継ぎ

(4) 申請書類

指定管理者に応募する際の申請書類は、以下の から を基本とし、施設の設置目的及び特性を踏まえ、適宜加除することができるものとする。

申請書

誓約書

団体の概要

ア 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

イ 法人にあつては登記事項証明書

ウ 決算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録、利益処分計算書等）

エ 資格を証明するもの（納税証明書等）

同種・類似施設の管理運営実績にかかる書類
事業計画書

その他、必要なもの

(5) 資格要件

申込資格を定める場合は、以下の 及び の事項を基本として、不当に申込者を限定することにならないよう施設の特性・目的を踏まえ適宜加除するなど、必要かつ最小限のものとする。

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること

ア 団体又はその代表者が、破産者で復権を得ない者でないこと

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと

オ 税等を滞納していないこと

カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと

キ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと

指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと

6 指定管理者（候補者）の選定

(1) 選定委員会の設置

選定は、公正性・透明性を確保するため、原則として施設ごとに選定委員会を設置して行う。

選定委員は原則として、区職員及び施設の運営に識見を有する者又は施設利用者代表等、複数の外部委員を含む5名程度の委員で構成することとし、財務諸表の審査等は、必要に応じて、外部の専門家に委託することができる。

選定委員会は、あらかじめ作成した選定基準に則り、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。

(2) 選定基準の作成

指定管理者の選定に先立ち、指定管理者（候補者）の選定基準を作成するものとする。

選定基準の作成にあたっては、以下の視点を基本として、施設の設置目的や特性を踏まえて作成する。

ア 団体等の安定性・継続性

イ 団体等の運営における透明性・公平性

ウ 団体等の運営における法令等の遵守状況（個人情報保護・情報公開）

エ 運営実績

オ 効率的運営、効率化への取組み

カ 受託事業に対する意欲・熱意

キ 安全性への配慮

ク 危機管理体制

ケ 職員の育成

コ 団体等の理念、姿勢

サ 業務の範囲に事業の実施を認める場合は、事業の独創性・事業提案の内容

審査においては、候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとする。

(3) 選定結果の公表

選定の公平性の確保の観点から、選定委員会の会議は非公開とする。

選考結果については、選定委員会の開催日時、選定委員名、候補者及び次点候補者名、申請団体名及び審議の経過を公表する。

(4) 選定結果の情報公開

情報公開については、板橋区情報公開条例に基づいて対応するものとする。

選定委員会の議事要旨における候補者を含む応募団体の得点、委員名、委員別の得点を除き、原則として選定に関する情報を公開する。

(5) 候補者としてふさわしい団体が存在しなかった場合

審査の結果、候補者となることができる最低基準点以上の団体が存在しなかった場合は、周知方法等を工夫のうえ、再度公募を行うものとする。

(6) 選定した団体を候補者とすることができなくなった場合

選定した団体が提出した書類等に虚偽があることが判明した場合、協議調整が整わなかった場合その他選定した団体を候補者として選定できなくなった場合は、次点候補者と協議を行い、候補者とするものとする。

なお、次点候補者によりがたい場合は、再度公募を行う。

7 指定管理者の指定

指定管理者の指定手続きは、以下のとおりである。

(1) 議決

議決事項

指定にあたって議決を要する事項は、 の2(2)に定めるとおりである。

議案の上程時期

指定管理業務の引継ぎ等準備期間を確保するため、原則として、指定期間が始まる前年の第4回定例会までに上程するものとする。ただし、施設の新設等特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。

議会で否決された場合

指定議案が議会で否決された場合は、次点候補者又は再度の公募により選定された候補者を指定の相手方とする指定議案を改めて上程する。

(2) 告示・通知

指定管理者を指定したときは、速やかに指定議決結果を告示する。

また、指定管理者となる団体には、指定管理者として指定する旨、対象となる施設の名称及び指定の期間を明示した「指定の通知」を行う。

(3) 指定の取消し

指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営の開始時期までに準備が整わず、業務の履行が確実でないと見込まれる場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとし、その旨を募集要項に明記する。

8 協定の締結

区と指定管理者の協議により、法令遵守の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などについて協定を締結する。

協定書は、全指定期間を通して効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成する。

協定書の記載事項は、以下に定めるものを基本とし、施設の特性や状況等を踏まえ、適宜、項目の加除又は変更を行うものとする。

(1) 基本協定書に盛り込むべき事項

① 目的

【基本協定の目的】

② 指定の期間

【指定期間】

③ 年度協定の締結

【管理経費や年度事業に関する年度協定の締結に関する事項】

④ 管理業務

【利用承認、利用料金に関する業務、設置目的に適合する事業等管理業務に関する事項】

⑤ 指定管理者の責務

【指定管理者が法令等信義則に従って、円滑に業務を運営することに関する事項】

⑥ 職員の配置

【業務を円滑に履行するための責任者及び必要な職員の配置に関する事項】

⑦ 利用料金

【利用料金は指定管理者の収入とし、利用料金の変更は条例の定めに従い、かつ区の承認を必要とすることに関する事項】

⑧ 会計の区分等

【施設の経理事務を独立させて行うものとし、帳簿書類等を別途整備することに関する事項】

⑨ 管理業務経費の支払

【管理業務に要する経費の負担に関する事項】

⑩ 物品等の管理方法

【財産及び物品について、台帳等により管理し、善良な管理者の注意義務をもって管理することに関する事項】

- ⑪ 個人情報保護
【個人情報の取扱いに関する事項】
- ⑫ 情報システム機器の利用
【情報機器を利用する場合の取扱いに関する事項】
- ⑬ 情報公開の遵守
【情報公開に関する取扱いに関する事項】
- ⑭ 事業報告
【定例的な報告の実施及び内容に関する事項】
- ⑮ 修繕・工事費
【修繕、工事の負担に関する事項】
- ⑯ 立入り検査等
【必要に応じた実地調査に関する事項】
- ⑰ 環境マネジメントシステム
【板橋区環境マネジメントシステムの取扱いに関する事項】
- ⑱ 事業計画書の提出
【事業計画書の提出に関する事項】
- ⑲ 指定の取り消し等
【指定の取り消し等に関する事項】
- ⑳ モニタリング・評価
【指定管理者に対するモニタリング・評価に関する事項】
- ㉑ 指導及び助言
【管理運営に対する区の指導・助言に関する事項】
- ㉒ 引継ぎ及び原状回復義務
【指定期間満了時の引継、原状回復義務に関する事項】
- ㉓ 災害・事故等への対応
【天変地異等を含めた事故発生時の対応、報告義務に関する事項】
- ㉔ 損害の賠償
【第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項】
- ㉕ 委託等の禁止
【主たる管理業務の再委託禁止に関する事項】
- ㉖ 目的外利用
【施設の目的外利用に関する事項】
- ㉗ 規程等の届出
【指定管理者が備える規程等の届出に関する事項】
- ㉘ 重要事項の変更等
【定款等の重要事項が変更になった場合の届出に関する事項】

- ⑳ 協定の改定
【特別な事情により協定を改定することができることに
する事項】
 - ㉑ 協議
【協定に定めのない事項についての協議に関する事項】
 - ㉒ 区内経済への貢献計画
【管理業務履行にあたり、区内在住者の雇用、区内事業者の
活用など、区内経済の発展への努力に関する事項】
- (2) 年度協定に盛り込む共通項目
- ① 目的
【基本協定に基づく年度協定で、単年度毎の管理業務に関す
る事項】
 - ② 期間
【当該協定の期間に関する事項】
 - ③ 管理業務
【基本協定で定めた業務のうち、年度毎に行う業務につい
ての細目に関する事項】
 - ④ 事業計画
【当該年度に実施する事業計画に関する事項】
 - ⑤ 管理運営経費
【当該年度の管理運営経費の額に関する事項】
 - ⑥ 履行確認
【事業の履行確認に関する事項】
 - ⑦ 支払方法
【経費の支払に関する事項】
 - ⑧ 協議
【協定に定めのない事項に関する事項】

9 適切な管理運営の確保

(1) 提出書類

指定管理者は、毎年度、以下の項目を基本として、事業報告書、経費の収支状況、業務の実施状況、施設の利用状況及び利用者の満足度を把握するため、区が必要と認める書類を作成し提出するものとする。

管理業務の実施状況

公の施設の利用状況（利用者数、利用拒否等の件数、理由等）

料金収入の実績

管理運営経費等の収支状況（人件費、事業運営費、施設維持費等に分類）

その他、利用者の意見・要望等管理の実態を把握するために必要な事項（自己評価報告書、アンケート結果等）

(2) 個人情報の適切な保護

指定管理者が管理を通じて得た個人情報の取扱いについては、「板橋区個人情報保護条例」に基づき、管理の基準として必要な事項を定めるほか、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等必要な措置を講ずる。

(3) 災害・事故等への対応

災害・事故等の発生時において、指定管理者が実施すべき業務を、以下の例を参考に整理したうえ、協定書等に明示する。

災害・事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、区に提出するとともに、従業員への周知徹底、必要な研修・訓練を実施する。

区や関係機関との連携を密にし、日頃から連絡・協力体制を構築する。

施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所を把握する。

災害の発生する恐れがある場合は、状況把握に努め、区や関係機関及び地域団体等とも協力して対応にあたる。

避難所に指定されている場合は、区災害対策本部長からの指示に基づき、避難所の開設、避難者の受入れ、避難状況の報告等必要な対応を行う。

災害・事故等が発生した場合は、利用者の安心・安全を第一に、避難誘導、応急措置など迅速な対応を行うとともに、速やかに区に報告し、施設の保全・復旧作業、原因究明等にあたる。

新型インフルエンザが国内で発生した場合は、区危機管理本部長からの指示に基づき、感染拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

区は、災害や事故等が発生した場合、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の全部又は一部の停止を命じることがあることを協定書に明示する。

(4) 指定管理者に対する監督

区長は、指定管理者に対して、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し、必要により文書による報告を求め、実地調査により調査し、又は必要な指示をすることができる。

また、指定管理者が法令、協定書等を遵守しない場合、業務の水準が著しく劣っている場合は、指導又は是正勧告を行うなど、適宜、指導・監督をするものとする。

(5) 指定管理者に対する監査

指定管理者による公の施設の管理に関する出納その他の事務の執行が区との協定に基づいて適正に行われているか、区民サービスの向上への取り組みが行われているかなどの点を視点に、区監査委員による監査を実施する。

監査の実施が決定された場合は、指定管理者は監査に誠実に対応し、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善の措置をとるものとする。

(6) 業務の引継ぎ

区は、指定期間の終了時又は指定の取消しによって、指定管理業務が終了する際は、次期指定管理者との間で確実な業務の引継ぎを行うよう、現指定管理者に対し指示するとともに、引継ぎの場に立ち会い、指導・監督を行う。

引継ぎの実施及び引継ぎに要する経費の負担については、あらかじめ募集要項及び協定書に明記し、円滑な引継ぎが行われるよう努めるものとする。

業務の引継ぎに係る具体的な指示事項は、以下の項目を参考として施設毎に作成する。

ア 指定管理者は次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、区が必要と認める引継ぎ業務を実施する。

イ 次の指定管理者の選定にあたり、区の求めに応じ現地説明、資料の提供等、必要な協力を行う。

(7) 指定の取消し及び業務の停止命令

区長の指示する事項に従わない場合など指定管理者の責め

に帰すべき理由がある場合は、その指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

指定の取消し又は業務停止命令を行う場合は、行政手続法及び行政不服審査法の規定に基づき、意見陳述の機会（聴聞）の付与、不服の申立てができることをあらかじめ教示する必要がある。

(8) 団体における変更等への対応

団体の法人格が変更（法人格取得を含む。）される場合は、原則として、議会の議決を経たうえで再度指定を行うものとする。

ただし、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、事業計画など）及び施設の管理運営体制に変更がなく、法人としての同一性を保ったまま存続する場合はこの限りでない。

また、団体の合併が行われる場合で、新たな団体に指定管理者たる団体の権利義務が承継され、施設の管理運営体制に変更がない場合も同様とする。

法人格の変更等により再度指定を行う場合においては、改めて公募とするのか、変更があった当該団体を候補者とするかについては、変更された内容・程度を総合的に勘案したうえで判断するものとする。

(9) 不服申立て

区民は、指定管理者が行った利用許可処分について不服がある場合は、区長に対して、行政不服審査法の規定により審査請求又は異議申立てができるものである。

10 指定管理者への要請事項

指定管理者の指定にあたり、区は次の事項を協定書に明示し、指定管理者に対し要請するものとする。

- (1) 区内事業者の活性化に貢献すること
- (2) 区民の雇用拡大に貢献すること
- (3) 従前の管理受託者に雇用されていた者の雇用に配慮すること
- (4) 障がい者の雇用拡大に配慮すること

モニタリング・評価

1 指定管理者モニタリング・評価について

指定管理者の管理運営状況について、モニタリング・評価を行い、その結果を公表するものとする。

モニタリング・評価の具体的な実施方法については、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」(平成20年8月22日区長決定)に基づき実施する。

(附 則)

- 1 この指針を教育委員会が所管する施設に適用する場合は、「区」又は「区長」を、適宜、「教育委員会」に読み替えるものとする。

指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針
(平成20年8月22日区長決定)

目 次

1	目的	22
2	評価等の対象	22
3	評価等の手順	
(1)	指定管理者が行う自己評価	22
(2)	所管課が行うモニタリング	22
(3)	評価委員会が行う評価	22
4	評価委員会の設置	23
5	財務状況及び労働状況の点検	23
6	評価等の方法	23
7	評価等の視点及び項目	23
8	評価シートの作成	24
9	措置及び措置状況の報告	24
10	評価結果の公表	24
11	複合施設の評価の方法	25
12	指定管理者監査等との連携	25
参考1	モニタリング・評価の構図	25
参考2	指定管理者モニタリング・評価の全体像	26
別紙1	財務状況点検の概要	27
別紙2	労働条件点検の概要	28
別紙3	評価基準(例)	29
別紙4	指定管理者評価シート(例)	30
	「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に 関する基本方針」の補足事項について	32
	指定管理者モニタリング・評価の流れ	34

1 目的

地方自治法第244条の2に基づき、板橋区の指定管理者制度導入施設について、効率的な運営やサービス水準の維持・向上、利用者の安全対策など、当初の導入目的に則り適切に運営されているかどうかをモニタリングし、客観的に評価・検証(以下「評価等」という。)を行うための基本的な考え方を示すものとして本方針を策定する。

2 評価等の対象

板橋区の公の施設の管理を代行する全ての指定管理者及びその業務全般を対象とする。

3 評価等の手順

評価等は、次のとおり、指定管理者自身が行う自己評価、施設を所管する課(以下「所管課」という。)が実施するモニタリング及び外部委員を含む評価委員会が行う評価の3段階とする。

評価等の方法、対象、実施時期などについては、あらかじめ指定管理者と十分協議のうえ、協定で明確にしておく。

なお、評価委員会が行う評価は、原則として指定期間中に1回は実施するものとし、各評価等の実施時期は翌年度の予算、次期指定管理者選定等に反映できる時期に実施することとする。

(1) 指定管理者が行う自己評価【毎年実施】

- ① 事業報告書の作成
- ② 利用者アンケート調査(毎年実施。利用者の満足度、要望、意見等を集約できるもの)
- ③ ①、②に基づく自己評価(事業報告書様式に含む。)

(2) 所管課が行うモニタリング【毎年実施】

- ① 事業報告書の内容審査
- ② 立ち入り調査
- ③ 利用者アンケート(満足度)調査(評価委員会評価に合わせて実施)
- ④ ①から③までの結果について評価及びそれに基づく指導・勧告・命令

(3) 評価委員会が行う評価【指定期間の中間年に実施。ただし、平成17年度導入施設については更新前に実施する。】

- ① 事業報告書の内容審査
- ② 利用者アンケート(満足度)調査結果の内容審査
- ③ 現地調査及びヒアリング
- ④ 指定管理者の財務状況審査(別紙1「財務状況点検の概要」参照)
- ⑤ 指定管理者が雇用する従業員等の労働条件審査(別紙2「労働条件点検の概要」参照)
- ⑥ ①から⑤までの結果を評価し、区長に報告

4 評価委員会の設置

- (1) 原則として、施設ごとに評価委員会を設置する。ただし、同種の施設が複数あり、それぞれ異なる指定管理者に管理運営を委ねている場合は、利用者サービスの比較の観点から、共通の評価委員会の設置又は複数の評価委員会における委員の併任を可能とする。
- (2) 評価委員会は、概ね5名程度の委員をもって構成する。
- (3) 委員の任期は、評価を実施する当該年度内とする。
- (4) 委員会に委員長を置く。
- (5) 評価委員会の委員は、区職員のほか、評価の透明性・公平性等を確保するため、原則として2名以上の利用者代表等外部委員を含むものとする。
- (6) 評価委員会の委員は、指定管理者選定委員会委員を兼ねることができる。

5 財務状況及び労働条件の点検

- (1) 評価委員会が行う評価を補完するため、財務状況及び労働条件の点検を外部専門家に委託する。
- (2) 前項の内容を受託する外部専門家は、財務状況の点検については、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格、労働条件の点検については、社会保険労務士の資格を有する者とする。
- (3) 外部専門家側の窓口を個人ではなく団体に一本化することとし、点検時に派遣する専門家の人選や1件当りの報酬金額を含め、各施設の点検・評価手法などのレベルを均質に保つための協定書を区と団体との間で取り交わす。
- (4) 委託契約は前項の協定書に基づき各主管課で締結し、派遣された外部専門家と点検の詳細を詰める。
- (5) 財務状況及び労働条件の点検の実施方法等は、別紙1「財務状況点検の概要」ならびに別紙2「労働条件点検の概要」のとおりとする。

6 評価等の方法

- (1) 評価等は、施設ごとに評価の基準等を作成し、基準に基づき評価する。
- (2) 評価基準の例は、別紙3「評価基準（例）」のとおりとする。
- (3) 評価等は、各施設の設置目的を踏まえ、評価等の項目及び視点に基づく評価シートを作成し、それぞれ5段階で評価する。
- (4) 財務状況及び労働条件の点検結果については、点検を受託した外部専門家からの報告書に基づき、評価委員会が評価する。
- (5) 評価委員会の評価は、委員全員の評価シートの合計点に基づく総合評価に委員会の意見を付して、委員の合議により決定し、区長に報告する。
- (6) 所管課が行うモニタリングは、所管課長が評価し、適宜必要な措置を講ずる。

7 評価等の視点及び項目

- (1) 評価等の視点及び項目は施設の設置目的を踏まえ、適切な項目を設定する。
- (2) 評価等の視点及び項目の例は、別紙4「指定管理者評価シート（例）」のとおりとする。

8 評価シートの作成

- (1) 指定管理者が行う自己評価
評価シートは事業報告書に添付することとし、評価等の視点及び項目は所管課と協議のうえ作成する。
- (2) 所管課が行うモニタリング
別紙4「指定管理者評価シート（例）」の評価等の視点及び項目を踏まえて、各所管課で作成する。
- (3) 評価委員会が行う評価
別紙4「指定管理者評価シート（例）」を参考に、評価委員会において協議し作成する。

9 措置及び措置状況の報告

- (1) 評価等の結果、改善を要する事項があった場合は、所管課長は指定管理者に対し、期限を定めて、指導・勧告・命令など改善に向けて必要な措置を講ずる。
- (2) 所管課長は、評価委員会の評価に基づき、指導・勧告・命令など必要な措置を講じた場合は、措置の内容及び指定管理者の改善状況又は改善計画を速やかに評価委員会に報告する。
- (3) 所管課長は、指定期間内の評価等の結果を蓄積し、年度間比較により、評価が低下した項目がある場合は速やかに原因調査と必要な措置を講ずる。
- (4) 所管課長は、蓄積した評価等の結果及び措置状況等を分析し、次期指定管理者の選定に反映させる。
- (5) 指定管理者を新たに導入する施設及び指定の更新を迎える施設における人件費の算定にあたっては、評価等の結果を基に関係部署と協議のうえ、必要な従業員数、人件費等について、一定の基準等を作成するものとする。

10 評価結果の公表

- (1) 所管課長は、評価委員会が行った評価の結果について、原則として評価を実施した年度内に、ホームページ等で公表する。
- (2) 公表の範囲は、次のとおりとする。
 - ① 施設名
 - ② 指定管理者名
 - ③ 評価の実施方法
 - ④ 評価の視点
 - ⑤ 評価の実施時期
 - ⑥ 評価の結果
 - ⑦ 改善を要する事項
 - ⑧ 改善内容又は改善計画
 - ⑨ 評価委員会の構成
 - ⑩ その他必要事項
- (3) 評価委員会による評価項目別の評価内容について公表する場合は、評価の公平性・公正性確保の観点から、委員全員の合計点の範囲にとどめ、委員個人の評価内容は公表しない。

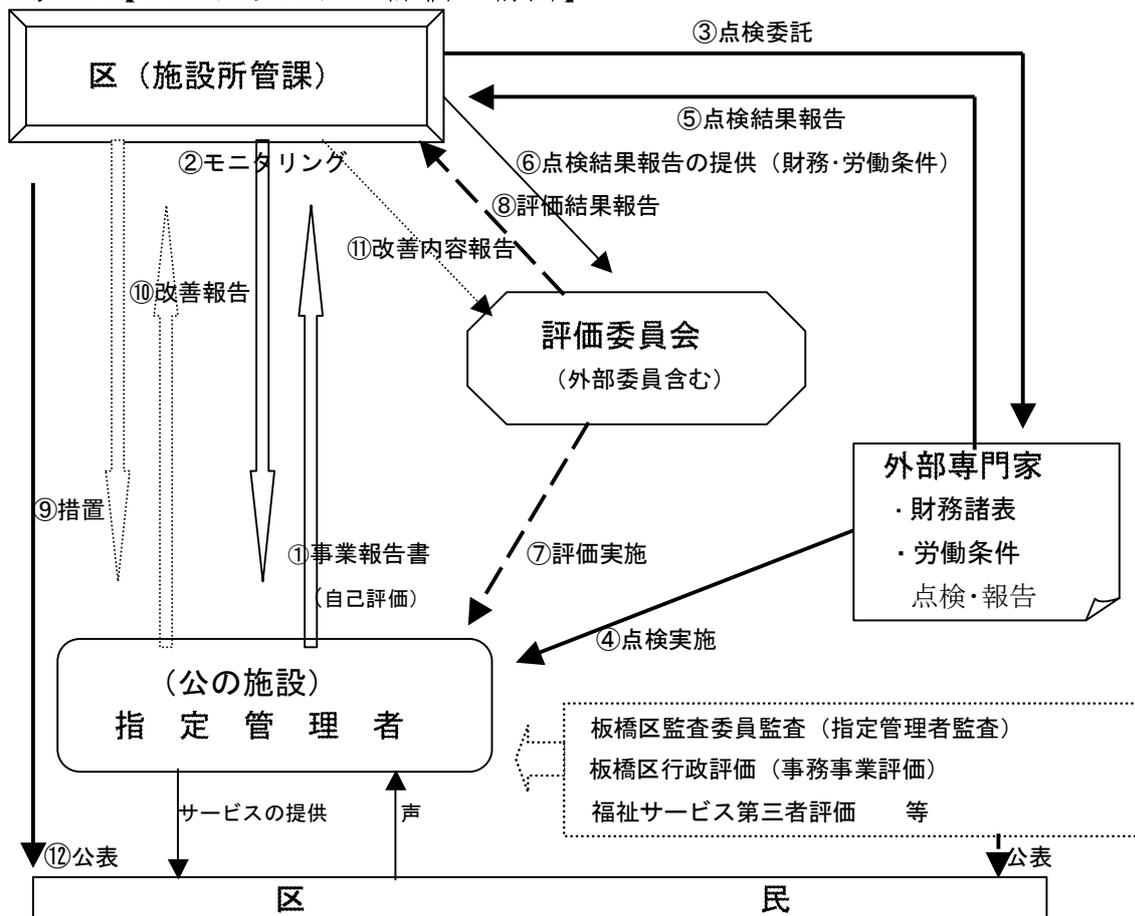
11 複合施設の評価の方法

複合施設で、それぞれの施設ごとに所管課は異なるが同一の指定管理者が管理運営を行っている場合は、所管課同士の連携を密にし、共通の評価委員会を設置するなど可能な限り同時に実施するよう努める。

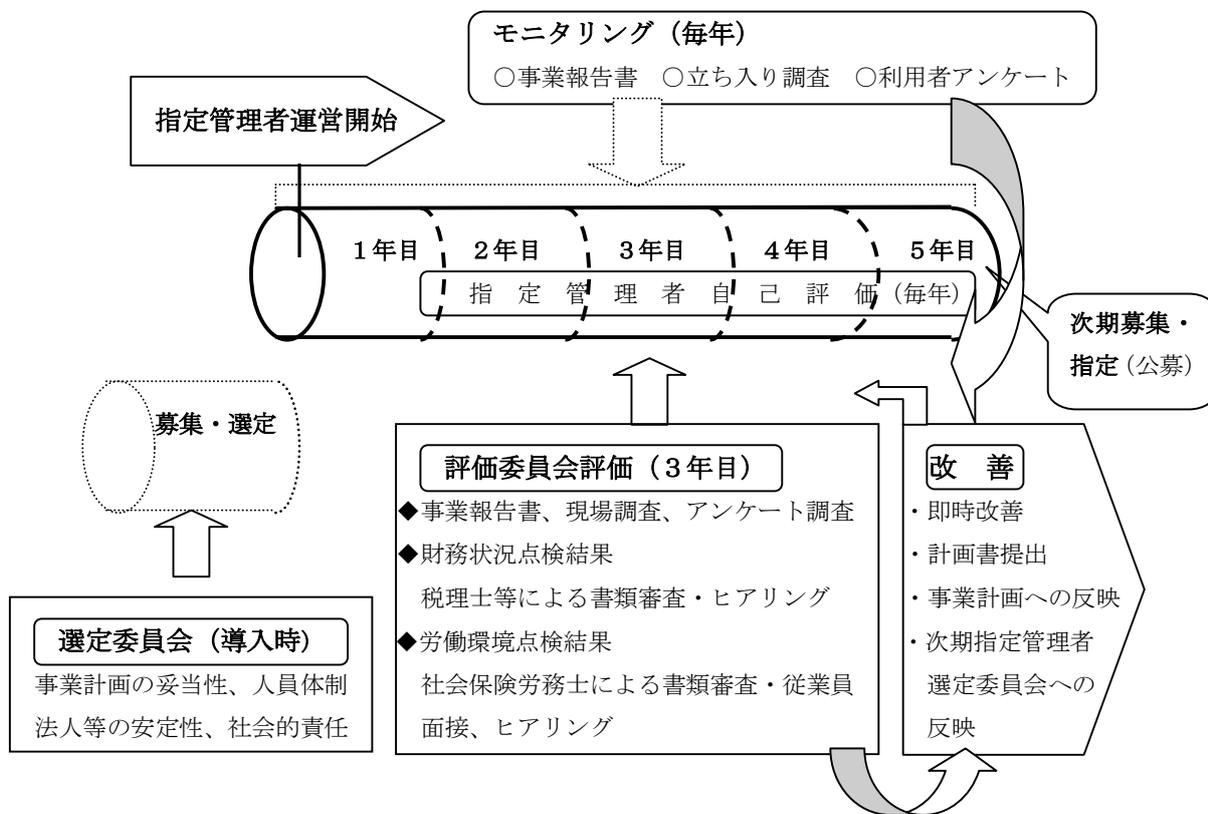
12 指定管理者監査等との連携

板橋区監査委員が行う指定管理者監査、東京都板橋区行政評価規程に基づく行政評価、東京都指導監査及び福祉サービス第三者評価等との連携を図り、資料、データ、評価結果等の有効活用を図るとともに、指定管理者の過度の負担とならないよう配慮に努める。

参考 1 : 【モニタリング・評価の構図】



参考2：【指定管理者モニタリング・評価の全体像】

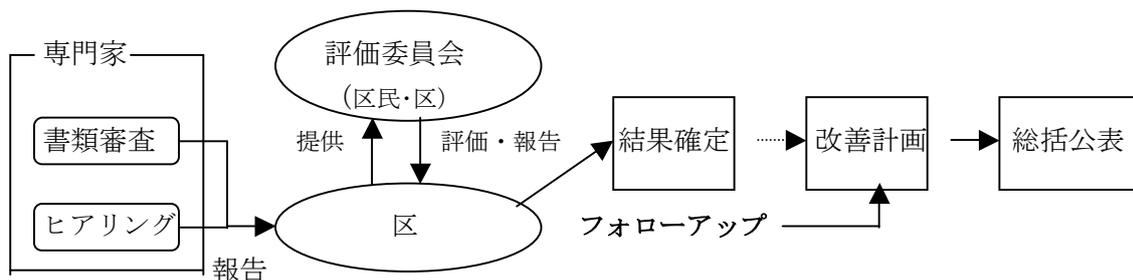


(別紙1) 財務状況点検の概要

財務状況点検の概要

- **目的**：指定管理者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認するため、財務状況の点検を行う。
- **対象**：指定管理者導入全施設。ただし、東京都指導監査及び東京都福祉サービス評価推進機構が認証する第三者評価機関による福祉サービス第三者評価（以下「福祉サービス第三者評価」という。）を受けている施設は省略することができる。
【財務状況の点検を省略することができる理由】：福祉施設は、利用者数と提供するサービス内容を基本とする国・都・区等の補助金、保険報酬及び利用者負担金等を主な財源として運営されており、東京都指導監査、福祉サービス第三者評価は、基準に適合した適正なサービスの提供を中心に収支状況、サービス内容等を点検していることから、財務状況の点検を省略することとする。ただし、所管課長は、指定管理者の経営状況に疑義があるときは、財務状況の点検を実施することができる。
- **方法**：税理士等及び中小企業診断士による書類審査、ヒアリング
- **実施時期**：指定管理者指定期間の中間年（ただし、指定期間が5年を超える場合は3年ごとに実施する。また、17年度導入施設は21年度に実施する。）

財務状況点検の流れ



財務状況点検の視点

- **経営基盤の安定性と継続性**
 安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか。

財務状況点検の範囲

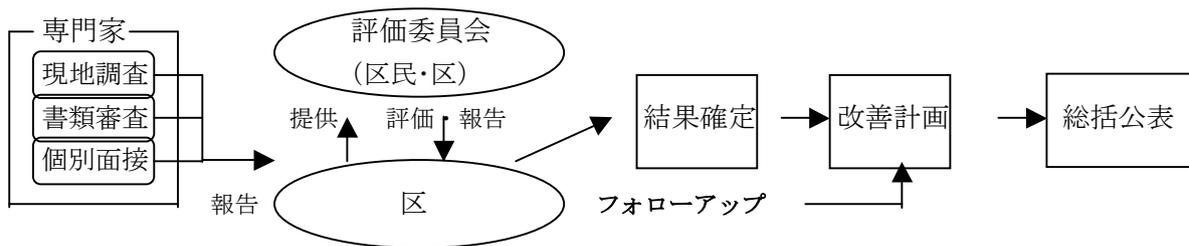
- **提出書類**：（※指定管理者公募要領に記載した経営状況を評価するための書類と同等）
 - ・ 企業または団体の概要、経歴、業務内容
 - ・ 役員の名簿及び履歴書
 - ・ 事業概要
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書及び利益処分計算書
 - ・ 法人税納税証明書及び消費税納税証明書
 - ・ 法人登記簿謄本
 - ・ 定款・寄付行為・規約またはこれに類する書類
 - ・ 前年度当該施設事業報告書
- **審査の範囲**：上記書類を基本として、所管課長が企業会計の専門家と相談し、決定する。

(別紙2) 労働条件点検の概要

労働条件点検の概要

- 目的：指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、区民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するため労働条件を点検する。
- 対象：指定管理者導入全施設。ただし、同一法人等が複数の施設の指定管理者となっている場合は、そのうちの一か所で労働条件審査を受ければ、他の施設は省略することができる。
【省略することができる理由】：同一法人等において、施設ごとに労働条件が異なることは考えにくく、同一法人内の一施設を点検することで、類推して他の施設についても点検結果を適用させることが可能であるため省略することができるものとする。ただし、所管課長は、所管する施設の労働条件に疑義があるときは、点検を実施することができる。
- 方法：社会保険労務士による現地確認・書類審査・従業員面接・ヒアリング
- 実施時期：指定管理期間の中間年（ただし、指定期間が5年を超える場合は3年ごとに実施する。また、17年度導入施設は21年度に実施する。）

労働条件点検の流れ



労働条件点検の視点

- 雇用契約と協定等
雇用契約は適正な内容となっているか。いわゆる 36 協定をはじめ労使協定は適正か。
- 労働時間
時間管理の手法、残業時間の集計方法、休暇・休日の状況は適切か。
- 給与計算
賃金控除協定の締結は行われているか。
- 各種保険手続き
各種保険の加入状況、手続きの時期が適正か。
- 法定帳簿等の整備
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。
- 安全衛生関係
健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。

労働条件点検の範囲

上記の趣旨を踏まえ、所管課長が指定管理者の団体の規模や性質等を勘案し、社会保険労務士と協議のうえ決定する。

(別紙3)

評 価 基 準 (例)

- (1) 施設の設置目的に沿って、評価項目の追加あるいは削除をすることができる。
- (2) 施設の設置目的に沿って、評価項目に重み付けを行うことができる。
- (3) 総合評価及び項目別の両方から評価するものとし、それぞれの評価結果に基づき必要がある場合は改善指導又は必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 評価結果は委員合意に基づき、下記の例を参考に判断する。

◇評価項目ごとの個別評価の目安

5点	……………	特に優れている
4点	……………	優れている
3点	……………	適正である
2点	……………	さらに努力が必要である（改善努力の要請）
1点	……………	改善すべき点がある（必要な措置）

◇総合評価の結果（評価委員5人の評価点数を合計し、満点を600点とした場合）

480点以上（8割以上）	……	特に優れている
420点以上（7割以上）	……	優れている
300点以上（5割以上）	……	適正である
240点以上（4割以上）	……	さらに努力が必要である（改善努力の要請）
239点以下（4割未満）	……	改善すべき点がある（必要な措置）

◇評価項目ごとの結果（評価委員5人の評価点数の合計）

6点～10点	……………	1委員当たりの平均点が2点以下となるため、該当項目について、改善に向けた努力を要請する。
5点	……………	評価内容を確認し、該当項目について、必要な措置（指導・勧告・命令）を講ずる。

(別紙4)

指 定 管 理 者 評 価 シ ー ト (例)

施設名 _____
 指定管理者名 _____
 作成日時 _____
 作成者氏名 _____

評価項目		評価の視点	評 価				
サービスの提供			小計		点		
施設設置目的との整合性	施設本来の目的に沿って運営されているか		1	2	3	4	5
平等な利用の確保	特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか		1	2	3	4	5
利用を促す管理運営	利用者増につながる工夫がなされているか		1	2	3	4	5
利用者本位の管理運営	利用者の使いやすい工夫がなされているか		1	2	3	4	5
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか		1	2	3	4	5
安全対策	利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか		1	2	3	4	5
モニタリング	利用者の満足度を測る仕組みや事後評価がなされているか		1	2	3	4	5
事業運営			小計		点		
職員の配置体制	必要な職員配置がなされているか		1	2	3	4	5
職員の専門性	必要な専門性を備えた職員が配置されているか		1	2	3	4	5
職員の雇用形態	施設運営に責任の担える安定的な雇用形態がとられているか		1	2	3	4	5
職員の労働条件	労働法規等を遵守した適正な勤務体制がとられているか		1	2	3	4	5
	職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか		1	2	3	4	5
	休暇制度、職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がされているか		1	2	3	4	5
職員の研修体制	職員の指導育成、研修体制は適切であるか		1	2	3	4	5
地域貢献	区内事業者の活用、区民、障がい者の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がされているか		1	2	3	4	5
危機管理体制	事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか		1	2	3	4	5
情報管理	個人情報保護等に関する指導の徹底等、対策は万全か		1	2	3	4	5

施設管理			小計 点				
設備の保守点検	設備機能の維持に向けた保守点検に遺漏はないか		1	2	3	4	5
再委託業務の妥当性	再委託されている業務の範囲は適切であるか		1	2	3	4	5
環境対策	区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか		1	2	3	4	5
費用効果			小計 点				
経済性・効率性	費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか		1	2	3	4	5
妥当性	管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか		1	2	3	4	5
指定管理者の継続性・安定性			小計 点				
理念・方針	公共サービス事業提供者として相応しい理念・方針が確立されているか		1	2	3	4	5
経営基盤	安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか		1	2	3	4	5
合 計 点 数							
評価委員自由意見欄							

「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」 の補足事項について

1 17年度導入施設への対応について

17年度導入施設については、更新前に評価委員会による評価を実施する。

- 実施時期 平成 21 年度
※更新時期と重なるので、年度当初に速やかに実施する。
- 実施内容 評価委員会による評価
※財務状況の点検、労働条件の点検を含む。

理由；更新前に一度は評価委員会評価を実施し、その結果を次期選定委員会に反映させる。

2 財務状況の点検の範囲について

公募時に提出される財務諸表の範囲内を基本に点検する。

理由；点検範囲の拡大（過去 2～3 年分）も検討する必要があるが、拡大した場合でも、法人等の経営基盤の安定性を確認することは大変難しい。日々のモニタリングを強化し、法人等との連絡を密にして、情報の収集に努めることが大切であると考える。

また、今回の評価制度を導入することにより、選定時・中間年・更新時と指定期間のワンサイクルの中で少なくとも 3 回は財務諸表を点検することができる。

3 労働条件の点検の範囲について

- (1) 指定管理者の下で働く従業員等の基本的労働条件を点検する。

理由；区として知りたい内容である「支払われている賃金が労働対価として適正であるか」については点検範囲を拡大しても判断が困難である。

また、個人への支払い額の閲覧については、労働条件の点検を公募条件及び指定時の基本協定等に盛り込んだうえで協力を求める事項である。

- (2) 指定管理者を新たに導入する施設及び更新を迎える施設における人件費の算定にあたっては、政策企画課、財政課及び人事課と協議のうえ、従業員数、人件費等について一定の基準等を策定する。

理由；指定管理者制度導入当初からは社会的・経済的背景も変化しており、昨今のワーキングプアや非正規雇用の増大など社会問題化している労働環境の改善に向けては、地方公共団体としても社会的責任を全うする立場から取り組んでいく必要がある。

4 評価委員会の設置について

- (1) 施設ごとに設置することを基本とする。

- (2) 一つの課が管理する施設は同種の施設であるので、比較評価の観点から、同一の評価委員会の設置又は評価委員の併任、選定委員会委員との兼任など、効果的・効率的な評価委員会の設置も可能とする。

理由；施設は多種多様で、設置目的やサービス内容も異なることから、施設別に設置した方がよりきめ細かく対応できる。全指定管理者を統括して評価する評価委員会を設置した場合も、資料作成、ヒアリング、現地調査の立会いなど所管課の事務はそれほど減少しないものと想定される。

指定管理者制度全般の評価については個別の評価のデータ等を蓄積し、分析

したうえで庁議（経営戦略会議）に別途諮るのが妥当である。

- (3) 税理士等外部専門家との点検委託契約に当たっては、区側の窓口を一本化する。

理由；区との契約・会計事務については、区側と外部専門家側の窓口を一本化することで効率化を図り、個々の施設の点検・評価手法などの詳細については、主管課が外部専門家側と十分協議を行う。ただし、履行確認などの問題もあり、所管課と外部専門家側（窓口一本化）が直接委託契約を締結した方がより適切であると判断された場合は、区と外部専門家の所属する団体との間で事前に取り交わした協定に基づいて、所管課が契約を締結することとする。

5 評価結果の公表について

指定管理者は議決を経て既にホームページ等で公表されており、評価結果を公表する際に指定管理者名を公表しない積極的な理由がないことから、指定管理者名も公表する。

理由；指定管理者名を公表した方が、評価結果の透明性が明確になる。

6 監査委員監査との連携、分担について

基本方針に基づき評価の周期が平年度化した場合は、監査委員事務局と調整のうえ指定管理者及び所管課の過度の負担とならないように配慮する。

理由；同年同時期に実施すれば、資料作成等の時間と労力が省略できる場合もあるが、一度で両者の評価等が終了すると指定期間を通じて緊張感が持続しない場合も考えられるので、重ならないように調整する。

7 評価基準（例）について

- (1) 施設の設置目的に沿って、評価項目の追加あるいは削除をすることができる。
- (2) 施設の設置目的に沿って、評価項目に重み付けを行うことができる。
- (3) 総合評価及び項目別の両方から評価するものとし、それぞれの評価結果に基づき必要がある場合は改善指導又は必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 評価結果は委員合意に基づき、下記の例を参考に判断する。

(参 考)

◇評価項目ごとの個別評価の目安

5点	……	特に優れている
4点	……	優れている
3点	……	適正である
2点	……	さらに努力が必要である（改善努力の要請）
1点	……	改善すべき点がある（必要な措置）

◇総合評価の結果（評価委員5人の評価点数を合計し、満点を600点とした場合）

480点以上（8割以上）	……	特に優れている
420点以上（7割以上）	……	優れている
300点以上（5割以上）	……	適正である
240点以上（4割以上）	……	さらに努力が必要である（改善努力の要請）
239点以下（4割未満）	……	改善すべき点がある（必要な措置）

◇評価項目ごとの結果（評価委員5人の評価点数を合計）

6点～10点	……	1委員当たりの平均点が2点以下となるため、該当項目について、改善に向けた努力を要請する。
5点	……	評価内容を確認し、該当項目について、必要な措置（指導・勧告・命令）を講ずる。

指定管理者のモニタリング・評価の流れ

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
17年度 導入施設		◆評価、 財務・ 労働点検 ○選定評価 財務点検	●更新		◆評価 財務・ 労働点検		○選定評価 財務点検
18年度 導入施設	◆評価 財務・ 労働点検		○選定評価 財務点検	●更新		◆評価 財務・ 労働点検	
19年度 導入施設		◆評価 財務・ 労働点検		○選定評価 財務点検	●更新		◆評価 財務・ 労働点検
20年度 導入施設			◆評価 財務・ 労働点検		○選定評価 財務点検	●更新	
21年度 導入施設				◆評価 財務・ 労働点検		○選定評価 財務点検	●更新

※ 指定管理者自身の自己評価及び施設所管課によるモニタリングについては毎年実施するものとする。

(別紙)

指定管理者導入施設の指定管理料及び人件費の算定に関する細目

1 趣旨

平成 17 年度に指定管理者制度を導入して以来、指定管理料のうち人件費の算定基準は、「職員標準人件費の 6 割を上限とする。」と定め、現在もこの基準により算定している。

これは、指定管理者制度導入当時、再任用・再雇用職員による管理運営形態との比較から制度導入を検討したこと及び民間事業者のノウハウを活用した効率的な管理運営を期待する観点から設定されたものである。

しかし、平成 20 年後半からの急激な経済状況の変動に伴い、非正規労働者等不安定雇用の増加が社会問題化し、効率性を求めて民間委託を拡大してきた国や地方公共団体にもその責任の一端があるとの議論が各方面でされているところである。

このような状況から、本年度、指定管理者のモニタリング・評価を本格実施することに併せ、その結果を踏まえて、適正な指定管理料の下で指定管理者が安定した運営形態を維持し、責任と意欲を持った従業員によりさらなる区民サービスの向上が図られるよう、指定管理料全般と其中でも特に人件費のあり方について検討・整理するものである。

2 指定管理料

指定管理者が適正な指定管理料の下で業務水準を維持し、安定的・継続的に指定管理業務を遂行する必要があることから、指定管理料については以下の考え方に基づき点検のうえ、積算を行うものとする。

(1) 新しく指定管理者制度を導入する場合

当該施設の過去 3 年間の管理運営経費を分析し、必要な改善を行ったうえで、3 に基づき算定した人件費を加えて積算するものとする。

(2) 指定期間中及び更新を迎える指定管理者について

指定期間中及び指定期間満了に伴い更新を迎える指定管理者については、モニタリング・評価の結果及び指定管理者から提出された過去 3 年間(3 年間の蓄積がない場合は、導入後の年数分)の収支報告書を分析し、費目別に指定管理料の適正性について改めて検証したうえで、3 に基づき算定した人件費を加えて積算する。

(3) 指定管理料の算定

指定管理料の積算にあたっては、指定管理業務の遂行に必要な当該事業者の本社等からの支援に係る経費についても加算することができるものとする。

(4) 募集要項への掲載

指定管理者の募集にあたっては、応募の際に参考となるように、上記により積算した指定管理料の概算総額を募集要項に明示し、公募するものとする。

3 人件費

指定管理者の人件費については、これまでの「職員標準人件費の 6 割を上限とする」算定方法を改め、原則として、(1)及び(2)に基づき算出した人件費を適用する。

(1) 正規従業員

特別区人事委員会が特別区職員の給与勧告に向けて実施する民間従業員の給与実態調査結果のうち、職層別平均給与額(企業規模計、所定内給与)を適用し、これに法定福利費(事業主負担分)を加算した額とする。

(2) 非正規従業員

板橋区臨時職員取扱要綱に定める一般事務 1 時間あたり賃金単価又はハローワーク等

の求人情報などを参考に算出した民間の非正規従業員の賃金単価等を、雇用の期間、日数、時間等の雇用形態に応じて適用し、必要に応じて法定福利費を加算して決定する。

(3) 人件費の積算

人件費の積算にあたっては、施設の設置目的や特性を踏まえ、区民サービスの維持・向上を図るため必要な職員配置基準（ポスト、職種、技能、資格、人数等）を定め、その配置基準に基づき積算するものとする。

ただし、この場合、指定管理者制度導入の本旨である民間事業者としてのノウハウを活用した効率的な管理運営を行う観点から、指定管理者の裁量を活かした職員配置が可能となるように配慮する。

(4) 指定管理者への説明

人件費の改善にあたっては、指定管理者候補者に対して改善の趣旨を十分に説明したうえで、可能な限り従業員等の安定した労働環境の構築に努めるように要請するものとする。

(5) 人件費の検証

毎年度のモニタリング、評価委員会評価の実施において、人件費の改善の趣旨が活かされているか検証するものとする。

(6) 適用除外施設

社会福祉法に基づく社会福祉事業については、事業ごとに、法令や国、東京都等の監督官庁から必要な職員配置、運営経費等について基準等が示されており、それに基づき定期的な監督・指導が行われることとなっている。

したがって、指定管理者としてこれらの基準等に基づき運営されている区の社会福祉施設の管理運営を行う社会福祉法人等については、法人等の給料体系に基づくものとし、(1)及び(2)の改正案は適用しないものとする。

4 適用の時期

(1) この算定方法は、平成 22 年度の指定管理料から適用する。

(2) 平成 22 年度に更新を迎える指定管理者のうち、本年度既に募集が終わっている場合は、選定の結果新たに指定管理者候補者となった事業者に対し、本改正の趣旨を十分説明し、提出された収支計画書のうちの人件費部分を、改めて 3 に基づき算定した人件費に差し替えて提示するものとする。

(3) 今後募集する施設については、上記 3 に基づき算定し、指定管理者の募集に反映する。

(4) 指定期間中の指定管理者については、平成 22 年度の年度協定を締結する際に、職員配置基準を精査し、本改正の趣旨を十分説明したうえで、上記 3 により算定した人件費を適用する。

5 予算措置等

(1) 指定管理料及び人件費の予算措置については、上記の趣旨を踏まえて、財政課と協議し決定するものとする。

(2) 人件費の単価については、毎年度財政課が提示する単価を用いるものとし、職員配置基準の適正性など財政課と十分協議のうえ決定するものとする。

(参考) 1 従来の管理委託、業務委託との比較

	管理委託(従来)	業務委託	指定管理者制度
受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人(1/2以上出資等)に限定	限定なし 議員、長についての禁止規定あり(地方自治法92条の2, 142条)	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可
法的性格	「公法上の契約関係」 法的性格条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務または業務の執行の委託	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 指定(行政処分的一种)により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する	設置者たる地方公共団体が有する	指定管理者が有する 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定める
施設の使用許可	受託者にはできない		指定管理者が行うことができる
基本的な利用条件の設定	受託者にはできない		条例で定めることを要し、指定管理者にはできない
不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者にはできない		指定管理者にはできない
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体		
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる		
利用料金制度	採ることができる	採ることはできない	採ることができる

(参考) 2 公設民営、民設民営との比較

	公設民営	民設民営	指定管理者制度
設置主体	地方公共団体	事業者	地方公共団体
運営主体	事業者	事業者	事業者
業務の範囲	運営	管理・運営	管理・運営
議会の関与	報告	報告	議決
利用料の徴収	地方公共団体	事業者	事業者

(参考) 3 PFIとの比較

	PFI事業	指定管理者制度
趣旨	民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する。	公の施設に係わる管理主体範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図る。
法律	PFI法(1999年7月制定)	地方自治法(2003年6月改正)
事業主体	国、地方公共団体 特殊法人等の公共法人	地方公共団体
管理主体	民間事業者	法人、その他の団体など 特段の制約を設けず
選定	公募方式等 客観的な評価	公募方式 選定委員会による選定
議会	議会の議決(地方公共団体)	議会の議決
対象	① 公共施設(道路、公園、水道、河川等) ② 公用施設(庁舎、宿舎等) ③ 公益的施設(公営住宅、教育文化施設、社会福祉施設、医療施設等) ④ その他施設(情報通信施設、リサイクル施設、観光施設等)	「公の施設」(地方自治法第244条) 公共施設(河川、港湾施設、道路、都市公園) 公益的施設(公営住宅、駐車場等)

参考(1) 3 の出典 ; 「指定管理者制度ハンドブック」(編著地域協働型マネジメント研究会、平成 16 年 10 月、発行株ぎょうせい)

(資料編) 1 指定管理者制度に関する法律・通知等 (目次)

1 法律	
地方自治法 (抄)	・・・ 40
2 通知等	
【平成15年度】	
総務省／地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)	・・・ 42
総務省／地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について (通知)	・・・ 45
厚生労働省／社会福祉施設における指定管理者制度の活用について	・・・ 46
国土交通省／指定管理者制度による都市公園の管理について	・・・ 47
国土交通省／指定管理者制度による河川の管理について	・・・ 49
国土交通省／指定管理者制度による道路の管理について	・・・ 50
国土交通省／公営住宅の管理と指定管理者制度について (通知)	・・・ 51
【平成16年度】	
厚生労働省／地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について (通知)	・・・ 53
総務省／地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について	・・・ 54
【平成17年度】	
総務省／地方公共団体における P F I 事業について	・・・ 55
総務省／指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて	・・・ 57
【平成18年度】	
総務省／指定管理者制度の運用について (通知)	・・・ 58
【平成20年度】	
総務省／平成20年度地方財政の運営について	・・・ 59
総務省／指定管理者制度の運用上の留意事項	・・・ 61

1 法律

【地方自治法（抄）】

（公の施設）

第244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244 条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3 分の2 以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244 条の4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第244 条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第244 条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する処分がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第138 条の4 第1 項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する処分がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
 - 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
 - 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1 項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
 - 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20 日以内に意見を述べなければならない。
 - 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1 項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること（第244条の2第3項関係）。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）

- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

各都道府県知事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第111号。以下「改正規則」という。）は、平成15年8月29日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成15年9月2日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第199条第7項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第173条の3、則第17条、改正令附則第9条関係）

（以下、略）

雇児総発第0829001号
社援保発第0829001号
障企発第0829002号
老計発第0829002号
平成15年8月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局計画課長

社会福祉施設における指定管理者制度の活用について

今般、地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）が公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）は9月2日より施行されることとなったところであるが、同法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容について、別添「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号）のとおり、総務省自治行政局長より通知が発出されているので、御留意願いたい。

また、これに伴って、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、第20条の5に規定する特別養護老人ホームや児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所などの社会福祉施設であって、地方公共団体が設置するものについても、個別法による制約のない範囲において指定管理者制度を活用してその管理を指定管理者に行わせることができることとなったので、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、本通知の発出については、総務省自治行政局長とも協議済みである旨、申し添える。

各都道府県・政令指定都市 都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長

指定管理者制度による都市公園の管理について

本年6月13日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県・政令指定都市においては、指定管理者制度による都市公園の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知願います。

（本件は総務省自治行政局と協議済みであるので、念のため申し添えます。）

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第5条第2項の許可を要することなく、都市公園全体又は区域の一部（園路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。）の管理を行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（行為の許可、自らの収入とする利用料金の収受、事実行為（自らの収入としない利用料金の収受、清掃、巡回等）等）であること。
3. 指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。
この際、行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと。
4. 都市公園全体又は一定規模の区域について、公園管理者以外の者に事実行為として整備を行わせた場合において、当該者に対し事実行為に係る事務を行わせることにより管理を行わせることができるほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度により管理を行わせることもできること。例えば、PFI事業者に対し、同事業者が事実行為としてPFI事業により整備した公園の一定規模の区域を指定管理者制度により管理を行わせることができること。
5. なお、従前の通り、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、公園管理者が、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設置管理することが不適當又は困難であると認められ

る場合については、都市公園法第5条第2項の許可をすることにより公園管理者以外の者に設置管理させることが可能であること。この場合、公園管理者以外の者は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者になることなく、都市公園法第5条第1項の規定に基づいて公園施設の設置管理を行うことができることから、指定管理者制度に係る条例に基づくことなく、自らの収入として料金收受すること等ができること。

国河政第115号
国河環第135号
国河沼第232号
平成16年3月26日

(指定都市各通)

河川局水政課長
河川局河川環境課長
河川局治水課長

指定管理者制度による河川の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成15年法律第81号)において指定管理者制度が創設されたところです。各都道府県、政令指定都市においては、指定管理者制度による河川の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、今回の通達により、河川管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たに示したところですが、この河川管理に係る指定管理者制度は、平成16年2月27日に地域再生推進本部で決定された「地域再生推進のためのプログラム」の一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、従来、管理委託制度により行っていた河川管理に係る事務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を活用して指定管理者に行わせることが可能になったこと。
2. 指定管理者が行うことができる河川の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(①河川の清掃、②河川の除草、③軽微な補修(階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。)、④ダム資料館等の管理・運営等)であること。
3. 指定管理者に行わせる河川の管理の範囲については、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき、各自治体の条例において明確に定めること。

国道政第92号
国道国防第433号
国道地調第9号
平成16年3月31日

(指定都市各通)

道路局路政課長
道路局国道・防災課長
道路局地方道・環境課長

指定管理者制度による道路の管理について

平成15年9月2日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」（平成15年法律第81号）において指定管理者制度が創設されたところですが、各都道府県、政令指定都市におかれましては、指定管理者制度による道路の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、今回の通知により、道路管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たにお示したところですが、この制度は、地域再生プログラムの一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権の行使を伴う事務（占用許可、監督処分等）以外の事務（清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等）であって、地方自治法第244条の2第3項及び第4項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

公営住宅の管理と指定管理者制度について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)は、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行されており、これにより、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度(改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく管理を委託するものをいう。以下同じ。)に代わり「指定管理者制度」が創設されたところである。

公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)は公の施設に該当するものであり、公営住宅の管理についても、管理委託制度により管理を委託することが可能であることから、公営住宅の管理と指定管理者制度との関係について、下記のとおり通知するので参考にされたい。

また、貴管内の事業主体(公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)に対しても、この旨周知されるようお願いする。

記

1 指定管理者制度の適用

公営住宅の管理については、公営住宅法上事業主体が行うこととされている管理に関する事務のうち、入居者の募集や収入審査など及び修繕、清掃等の事実行為について管理委託制度により地方公共団体が出資している法人等に委託している実態が多いところである。

指定管理者制度は、管理委託制度では受託者となれなかった民間事業者を含む法人その他の団体についても、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、公の施設の管理を行うことができるものである。

公営住宅の管理の委任については、下記3の入居者のプライバシー保護に十分配慮したうえで、指定管理者制度に基づき行うことができることとなっている。なお、指定管理者制度については平成18年9月が移行のための猶予期限となっているところである。

2 委任の範囲

公営住宅の管理については、住宅困窮度に応じた優先入居の実施や、地域の実情や居住者の状況に応じた適切な家賃設定など、公平な住宅政策の観点からの行政主体としての判断が必要である。このため、公営住宅の入居者の決定その他の公営住宅法上事業主体が行うこととされている事務を指定管理者に委任して行わせることは適当ではない。したがって、公営住宅の管理について指定管理者が行うことができる事務の範囲は、従前の管理委託制度により受託者が行うことのできるものと同じものである。

なお、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用料金を指定管理者の収入として收受(指定管理者自らの収入として受入れることをいう。)させることができることとな

っている。公営住宅の場合、その利用料金である家賃及び敷金等の決定や減免等は公営住宅制度の目的と密接不可分であることから、従来の管理委託制度のもとにおいても家賃等は事業主体自らの収入として収受していたところである。したがって、指定管理者制度に移行した後も指定管理者の収入として収受させることは適切ではない。ただし、家賃の徴収等の事務のみを委任することや駐車場等共同施設の使用料を収受させることについては差し支えないものである。

3 入居者のプライバシー保護について

公営住宅の管理に当たっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取扱うことから、入居者のプライバシー保護について十分に措置することが不可欠である。

入居者のプライバシー保護については、個人情報保護条例、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例において指定管理者に対して入居者のプライバシー保護を義務付けるとともに事業主体と指定管理者との間で締結する契約に個人情報の保護に関して必要な事項を盛り込むことを規定する必要がある。この場合においては、個人情報保護条例に罰則を設けることを積極的に検討することが望ましい。また、個人情報保護条例が制定されていない場合又は個人情報保護条例に罰則を設けない場合には、指定管理者の管理の基準に関する条例または公営住宅の管理に関する条例を定める際に違反に対する罰則規定を設けることが必要である。

さらに、指定管理者制度により公営住宅の管理を行う場合の具体的なプライバシー保護対策として少なくとも次のような措置を講ずるべきである。

- ① 電算システムで個人情報を取扱う場合は、事業主体のホストコンピューターと指定管者の端末は専用回線とするなど外部からのアクセスが不可能となるようなセキュリティ対策を行うこと。
- ② 電算システムで個人情報を取扱う者は、電算システムの管理者からユーザーID、パスワードの指定を受けた者とするとともにその人数も極力限定すること。
- ③ 指定管理者は、個人情報を取扱う者に対して、第三者から個人情報を求められた場合の対応について研修等を行うことにより、入居者のプライバシー保護の重要性を認識させ、第三者への対応が的確に行えるように努めること。
- ④ 電算システムにデータ入力すること等個人情報を取扱う業務を指定管理者がさらに第三者へ委託するような場合には、氏名、住所等の情報の取扱いについては、あらかじめ個人を特定できないように処理するなど特段の配慮をすること。

4 その他

なお、平成16年2月27日付け地域再生本部決定の『「地域再生推進のためのプログラム」3（1）地域主導による資源の有効利用 ③アウトソーシングの促進』において、本制度を活用できることとされているので参考にされたい。

健 総 発 第 0 5 2 1 0 0 1 号
平 成 1 6 年 5 月 2 1 日

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局総務課長

地方自治法に基づく指定管理者制度の活用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）が、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布され、同年9月2日より施行されたところであり、改正法において創設された指定管理者制度の趣旨及び内容については、別添1（改正後の地方自治法）及び別添2「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知）のとおりである。

また、平成16年2月27日に開催された地域再生本部において、「地域再生推進のためのプログラム」が決定され、その中で、公共施設において積極的に指定管理者制度を活用することとされたところである（別添3参照）。

健康局所管の施設のうち、本制度の対象としては、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に定める市町村保健センター、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に定める水道施設、「農山村保健対策の推進について」（昭和59年1月14日衛発第23号公衆衛生局長通知）に基づく農村健診センター、「健康科学センターの整備について」（平成7年8月8日健医発第1011号保健医療局長通知）に基づく健康科学センター及び「難病特別対策事業について」（平成10年4月9日健医発第635号保健医療局長通知）に基づく難病相談・支援センターが挙げられるので、御了知の上、管内市区町村及び関係者に周知するようお願いする。

なお、保健所については、地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に該当しないため、本制度の対象とならないので、ご留意願いたい。

追って、本通知については、総務省自治行政局行政課及び同省自治財政局公営企業課とも協議済みであるので、念のため申し添える。

各都道府県知事 殿
各政令指定都市長 殿

総務事務次官

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について

分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

また、我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところであります。地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてこられたところですが、その進捗状況については国民の厳しい視線も向けられているところであり、これらの状況を改めて認識の上、更なる改革を進めていくことが必要であります。

このため、今般、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。

なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします。

(以下、指定管理者制度関連部分を抜粋)

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。
- ② 特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。
- ③ 管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。
- ④ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

自治画第67号
平成12年3月29日
(平成17年10月3日一部改正)

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

自治事務次官

地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1～5（略）

第6 公の施設関係

- 1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあつては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第244条の2第1項及び第2項）
- 3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であつて、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であつて、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあつては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）

①下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

②管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収

④当該施設運営に係るソフト面の企画

5 P F I 事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、P F I 事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるP F I 事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（P F I 法第9条の2）

第7（略）

総 税 市 第 5 9 号
平成 1 7 年 1 1 月 1 4 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて

公の施設の管理については、平成 1 5 年 6 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が新たに導入され、平成 1 8 年 9 月までの間に全ての公の施設について、各地方公共団体は自らが直接管理を行うか、指定管理者制度に移行するかを決定することとされています。

これに伴い、指定管理者制度が導入された公の施設における事業所税の事業主体の判定については、下記のとおり取り扱うことが適当と考えますので、管内関係市に対しこの旨周知願います。

記

- 1 これまで委託事業については、様々な委託形態が存在するため、一般的に事業主体（納税 義務者）の判定にあたり、施設の利用、施設の管理及び収益の帰属等を総合的に勘案することとされてきたところであるが、指定管理者制度においては、施設の利用及び施設の管理については指定管理者が行うため、実質的な判定は、収益の帰属（地方自治法第244 条の2 第8項に基づく利用料金制の導入の有無）によることとなる。
- 2 利用料金制が導入されている指定管理者は、地方公共団体による利用料金の承認が必要になる等の一定の制約を受けるものではあるが、条例に基づいて経営の根幹である利用料金の決定を第一義的に行うことができ、また、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、この場合の指定管理者は、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうる。
- 3 ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。
- 4 なお、地方公共団体と指定管理者との間で、公の施設における管理事業の結果生じた全ての利益を地方公共団体へ返還し、かつ、生じた損失の全てを地方公共団体が補てんするような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないような場合には、事業主体は地方公共団体となるものである。

各都道府県知事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自ら直接管理を行うか、指定管理者による管理を行なうかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められていることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行なうこと等に努めること。

各都道府県知事殿

総 務 事 務 次 官

平成 2 0 年度地方財政の運営について

平成 2 0 年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成 2 0 年度地方財政計画」（平成 2 0 年 1 月 2 5 日閣議決定、別紙 1 及び別紙 2）及び「平成 2 0 年度地方債計画」（平成 2 0 年総務省告示第 2 6 6 号及び第 2 9 4 号、別紙 3）を策定し、また、第 1 6 9 回国会において 4 月 3 0 日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 2 0 年法律第 2 1 号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 2 0 年法律第 2 2 号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成 2 0 年法律第 2 5 号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 2 0 年 4 月 3 0 日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 2 0 年 4 月 3 0 日付け総務事務次官通知）により通知したところです。

なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行されます。平成 2 0 年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成 8 年度以降 1 3 年連続して、「地方交付税法」（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成 2 0 年度末においては、地方債（普通会計債）残高が 1 3 7 兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は 1 9 7 兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳入歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応えてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成 2 0 年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いしま

す。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

（以下、指定管理者制度関連部分を抜粋）

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

（8）指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

指定管理者制度の運用上の留意事項

○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・情報公開等を十分行い、住民から見ても透明性が確保されているか

○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・評価結果についての必要な情報公開がされているか

○指定管理者との協定に関する留意事項

- ・施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○委託料等の支出に関する留意事項

- ・指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

(資料編) 2 区関係指定管理者制度に関する通知等 (目次)

【平成 16 年度】

指定管理者制度導入施設の全庁 LAN の取扱いについて	63
指定管理者制度導入にあたっての基本的考え方の追加について	64

【平成 17 年度】

指定管理者の指定を受けた事業者が倒産又は解散した場合における 区への対応について	66
指定管理者を公募する際における留意事項について	68
指定管理者制度導入に伴う暴力団の排除について	69

【平成 18 年度】

指定管理者が管理する区施設の防火管理者の選任について	70
指定管理者制度導入施設の駐車場利用方法について	71

【平成 19 年度】

指定管理者におけるコミュニケーションマークの利用について	75
------------------------------	----

【平成 20 年度】

指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価制度の試行について	77
モニタリング・評価実施に伴う基本協定書等への記載事項について	78

平成 16 年 10 月 15 日

関係各課 所属長 様

I T 推進課長

指定管理者制度導入施設の全庁LANの取扱いについて

平成 17 年度以降指定管理者制度が導入される施設の全庁LANの取扱いについては情報セキュリティ対策基準及び全庁LAN運用基準等の規定により下記のとおり扱いとします。

記

1 基本的事項

指定管理者による全庁LAN及びグループウェアの利用については、全庁LAN運用管理基準及びグループウェア活用基準で、「職員以外の者の利用は禁止」と定められています。また、情報化推進管理者（各課〔所〕長）が業務上、これらを指定管理者に使用させる必要がある場合には、ネットワーク管理者（IT推進課長）と協議し、承諾を得るべき事項とされています。これにより、指定管理者制度導入施設では、原則として、全庁LANは廃止とします。また、施設利用管理システムを継続して使用する指定管理者導入施設については、情報セキュリティ対策の実施、各基準の遵守を条件に、必要最小限の範囲に限定して利用させることができることとします。

2 全庁LANを業務上使用しない指定管理者導入施設

(1) 全庁LAN機器の回収

次の機器を管理開始予定日までに回収します。

- ・ 端末（パソコン・電源・マウス等）・プリンタ（IT推進課で配備したもの）
- ・ ルータ・ハブ等の接続機器類

屋内外のLANの配線は、事務に支障のない範囲で残します。

(2) スーパーワイドLAN回線の廃止

単独施設の場合

- ・ IT推進課は、回線廃止の届を提出し、回線の契約を解除します。
- ・ 終端装置等通信機器の撤去

複合施設の場合は、必要に応じ配線の改修を行います。

3 全庁LAN(施設利用管理システム)を継続して使用する指定管理者制度導入施設

施設利用管理システムを継続して使用する必要のある指定管理者制度導入施設については、情報セキュリティ確保のため下記のような使用制限を実施します。

- (1) 端末は、施設利用管理システムだけを使用できるような設定にします。
- (2) インターネットの利用は禁止、メール機能と区ホームページのみの閲覧は利用可とします。

※ 指定管理者制度導入にあたっては、協定書上の扱い等、個人情報保護措置を含め、別途協議が必要となります。

担当 IT推進課 情報化推進担当係

各 位

政策経営部長

指定管理者制度導入にあたっての基本的考え方の追加について

このほど指定管理者制度導入にあたって、下記事項を基本的考え方に追加することといたしましたので、今後、指定管理者の導入を予定している部局におかれましては、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 指定管理者になれない団体

- (1) 議員、区長、助役及び収入役が、代表者その他の役員である団体は指定管理者になれない。ただし、区長、助役及び収入役については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。
- (2) 教育委員会委員が、代表者その他の役員である団体については、当該教育委員会の職務に関して指定管理者になれない。ただし、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。

(3) 理由

指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で板橋区に代わって行うものであり、区と指定管理者が取引関係に立つ（指定管理者サービスを区が買い上げる。）ものではないため、いわゆる「請負」には当たらないと解される。

したがって、地方自治法上の兼業禁止の規定は適用されず、同法上は、長や議員本人又は親族が経営する会社が指定管理者になることも排除されない。

しかし、指定管理者の選定は、公正性、透明性が求められているため、地方自治法における兼業禁止の規定の趣旨に沿った措置を講じるものである。

(4) 取扱

公募要項等にその旨、明記し周知を図る。

2 指定管理者変更時の雇用継続について

指定管理者は選考により、従前と異なる全く別の団体が指定管理者となる場合が考えられる。

- ・ 管理委託から指定管理者に変更する場合
- ・ 指定期間満了後、新たな指定管理者に変更となる場合

いずれの場合も、従前雇用されていた者の継続雇用について次のような取扱とする。

(1) 取扱

板橋区は指定管理者に対して、その団体の雇用関係について干渉する立場にはないが、従前のサービスを維持する上で影響が大きい場合には、一定の配慮を依頼することとする。

継続雇用に関しては、公募時等にその旨示す。

この提示はもちろん拘束力のあるものではなく、この配慮への対応が選定に影響するものではない。

3 選定委員会の会議録について

選定委員会の独立性を維持しつつ、公平性、透明性を担保するため、選定委員会の会議録を整備することとする。

4 担 当

政策経営部 政策企画課

各 位

政策経営部長

指定管理者の指定を受けた事業者が
倒産又は解散した場合における区の対応について

平成15年度の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、株式会社等の民間事業者やNPO法人が指定管理者になることが可能となった。

板橋区においても平成17年4月1日現在、体育施設や熱帯環境植物館などの公の施設に指定管理者制度が導入されている。

一方、区施設の当該指定管理者である事業者が社会経済情勢の変化等により、「倒産」(解散)という事態が発生するおそれがある。

このような事態が発生した場合は、当該施設を直ちに区直営とし、区民をはじめとした利用者への影響を最小限にする必要があるため、各所管課は、下記事項に留意し、事前に対応策を定めておくものとする。

記

1 情報の収集・管理

当該施設の管理業務の状況について随時、指定管理者に対し、報告を求め、必要があるときには実地に調査し、常に状況を把握しておく。

2 担当窓口の確定

問題が発生した場合又は発生するおそれがある場合、担当窓口が、情報の伝達、情報内容の整理・管理を行い、情報の一元化を図る。

3 緊急連絡網の整備

夜間休日等を含め、円滑に施設所管責任者をはじめ、関係機関に情報伝達できるよう連絡体制を整備する。

4 議会への報告

所管の委員会の委員へ報告するとともに、直近の委員会において状況報告をする。

5 体制の整備

問題のレベルに応じ、必要な体制を想定しておく。

6 関連機関との連携

利用者団体やボランティアとの連携を深め、日常的に協力関係を築いておく。

7 職員の研修実施

職員一人ひとりの危機管理意識の向上を図るため、研修を実施する。

8 訓練の実施

問題が発生した場合、即対応可能とするため、図上訓練や実践的な訓練を実施する。

9 応急対策の検討・決定

(1) 閉鎖する場合

- ① 閉鎖期間をどの程度にするのか。
- ② 代替施設はあるのか。
- ③ 利用者に対する周知・説明をどのように行うのか。

(2) 継続開館する場合

- ① 通常どおりか、一部制限するのか
- ② 企画事業がある場合
開催するのか、中止するのか
- ③ 体制の確保
現状のスタッフで対応するのか、応援職員を必要とするのか。
- ④ 利用者及び区民に対する周知
状況の説明及び見通しの説明をどのように行うのか。
- ⑤ 安全確保の点検
利用者の安全確保を確認する。
- ⑥ 再委託業者への協力要請
清掃・警備等再委託を行っている場合は、次の指定管理者が選定されるまでの間、区
の責任の下に継続するよう協力を求める。
- ⑦ 協力・連携
利用者団体やボランティアの協力を仰げるか。

10 事後対策

- (1) 協定に基づき、指定の取消しの手続きをする。
- (2) 次の指定管理者を至急選定する。
- (3) 区が損害を被った場合は、損害賠償請求の手続きをする。

11 問い合わせ

政策経営部政策企画課

参 考

- ◇ 指定管理者による管理運営を行っている施設を暫定的に区直営に戻す場合の根拠
個々の設置条例において、「指定管理者による管理」の条項の中で、「区長は、指定管理者に、当該施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。」という「できる」規定の仕方をしているので、区直営に戻すことは可能である。
- ◇ 次の指定管理者を指定する場合における「公募」について
個々の設置条例において、「指定管理者の指定」の条項の中で、「区長は、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定しており、倒産や解散は、特別の事情であると解釈できるので公募によらず指定管理者（候補者）を選定することは可能である。
- ◇ 指定管理者への管理業務経費の支払いについて
指定管理者への管理業務経費の支払いについては、原則、履行月ごとに分割し、履行確認後に支払うことと協定している。
従って、倒産という事態に陥ったとしても、前払いによる損失金発生リスクはない。今後とも、指定管理者への管理業務経費の支払いについては、原則毎月、履行確認後の支払方法を採用していく。

※ 例外

- 1 保育園・・・四半期ごとの前払い
- 2 福祉園・特別養護老人ホーム・・・毎月の前払い
指定管理者制度導入以前に社会福祉法人（NPO法人を含む）へ管理委託していた当時は、運転資金の確保が困難なため、月ごとの前払いをしていた経緯があり、制度導入後、社会福祉法人（NPO法人を含む）が指定管理者になった場合においても、「月ごとの前払い」を採用せざるを得ない。

各 位

政策経営部長

指定管理者を公募する際における留意事項について（通知）

指定管理者の選定については、公募を原則としているところではありますが、今後、公募するに当たっては、下記事項にご留意いただくようお願いいたします。

記

1 指定管理者の応募資格について

指定管理者制度を導入する施設の中で、その施設の提供するサービスの内容、性質・規模が区内事業者に馴染むと判断された施設については、区内経済活性化の観点から、区内事業者に限定した応募資格とする。

なお、区内事業者とは、板橋区内に本社（本店）がある事業者をいう。

2 政策経営部への事前協議

今後、指定管理者制度の導入を予定している施設の所管部局は、前もって、「指定管理者公募事前協議書」により、政策経営部へ協議し、前記1「区内業者に馴染むと判断された施設」の区としての統一的な考え方を確保する。

3 指定管理者公募事前協議書
別紙様式のとおり

4 適用年月日
平成 17 年 10 月 1 日

5 担当・問合せ
政策経営部政策企画課

各 位

政策経営部長

指定管理者制度導入に伴う暴力団の排除について（依頼）

日ごろより、指定管理者制度の運用にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、平成17年10月31日付で、警視庁組織犯罪対策第三課より「指定管理者制度導入に伴う暴力団排除と暴力団該当性の照会についてのお願い」が送付されました。

区においても暴力団等の反社会的勢力の排除を進めるため、下記のとおり指定管理者の募集及び協定書の取り交わしにおいて「暴力団排除条項」を盛り込まれるよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 暴力団排除条項の記載例

- 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- 施設の維持管理において、特定の業務等を第三者に委託する場合、受託する法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

2 実施時期

今後指定管理者を公募する施設については公募の時点から。現に指定管理者制度を実施している施設については、協定書の取り交わしを行う時点又は適宜協議を行う時点のいずれか早いとき。

3 問い合わせ先

政策経営部政策企画課

各 位

政策経営部長

指定管理者が管理する区施設の防火管理者の選任について

指定管理者制度が導入された区施設の「防火管理者の選任」について、志村消防署および板橋消防署より別添（18志予第157号）のとおり依頼がありました。

つきましては、指定管理者制度を導入した施設を持つ主管課においては、下記の事項に留意の上、速やかに対応していただきますようお願いいたします。

記

1 防火管理者選任（解任）届出書の再提出について

当該届出書の「届出者」については「指定管理者」及び「板橋区長」の連名となります。既に届出を済ませている場合であっても「届出者」が「指定管理者」または「板橋区長」のいずれか一方の場合には、再度「連名」による届出を行ってください。

※ 「連名」による名称等の記載方法は別添資料を参照してください。

※ 共同企業体等複数の団体で指定管理を行っている場合には、「すべての企業」と「板橋区長」の連名で届出を行ってください。

※ 指定管理者より区へ防火管理者の選任を協議するようにしてください。

※ 届出については「指定管理者」が行ってください。

2 消防計画作成届出書について

指定管理者は消防法の定めにより「消防計画」を作成し、届出を行ってください。

なお、消防計画については「管理権原者（指定管理者）」からの届出になりますので、区長との連名にする必要はありません。

3 協定書への項目追加について

今後、新たに基本協定を締結する場合には協定書に「防火管理に関する業務」の項を設け、既に基本協定を締結している場合には協定書の「協議事項」により、別添依頼文の項目について別途協定を締結してください。

4 問い合わせ

板橋区政策経営部政策企画課
志村消防署予防課指導調査係
板橋消防署予防課指導調査係

18板政企第 38号
平成18年7月18日

指定管理者制度導入施設
所 管 課 (所) 長 様

政策経営部政策企画課長

指定管理者制度導入施設の駐車場利用方法について (通知)

日ごろより指定管理者制度導入施設の管理運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、総務部人事課より平成18年7月12日付で「区立施設における駐車場の使用基準の作成について (18板総人第320号)」の通知がありましたが、直営の施設と同様に、指定管理者制度を導入している施設におきましても区立施設である以上、指定管理者に雇用されて施設の管理運営に従事している職員についても当該通知に準じた対応が必要と考えます。

つきましては、指定管理者制度導入施設における駐車場の適正な管理運営を遂行するため、事業者との協議をはじめ、適切な対応をお願いいたします。

なお、駐車場の使用基準等を定める場合には、人事課より提示された案を参考に、各施設の実情に合わせた変更を加え、区と指定管理者の協議を経た上で策定してください。

平成18年7月12日

各課長 様

総務部人事課長

区立施設における駐車場の使用基準の作成について（通知）

職員の勤務先までの自動車通勤とそれに伴う区立施設駐車場の使用については、所属長が職員の身体上の事情や職務の遂行上やむを得ないと判断した場合を除き、認められていません。区立施設の駐車場は、原則として施設利用者の用に供するためのものであり、職員の自動車通勤を許可し当該施設の駐車場を使用させる場合には、各施設の使用基準により施設利用者の使用に支障のないよう十分に留意する必要があります。

また、平成16年度第1回行政監査では、駐車場の使用基準を設けて職員の自動車通勤による駐車を認めているケースが区役所本庁舎地下駐車場のみであったことから、その他の区立施設においても駐車場の使用基準を作成すべきことを指摘されているところです。

については、自動車通勤許可車両の適正な管理を行うため、本庁舎外の区立施設（指定管理者が管理を行う施設を除く）がある所属において駐車場の使用基準を設けていない場合は、下記により基準を作成していただきますようお願いします。

なお、本庁舎外の区立施設（指定管理者が管理を行う施設を除く）における現在の駐車場の所在状況・使用状況などについて、別紙調査票にてご回答ください（回答期限：紙ベースまたはメールにて7月31日（月）まで。本庁舎内のみの所属については、回答の必要はありません）。

記

- 1 現在、自動車通勤者がいない所属においても、今後に備えて基準を作成してください。
- 2 各施設における「駐車場使用基準」の例を別紙のとおり示します。これを参考に、各施設を管理する所属において、平成18年度中に基準を作成してください（部長決裁）。
- 3 所属内に同種複数の施設がある場合は、一つの基準にまとめてください。
- 4 所属の異なる複数の施設が同一建物内にある場合は、その建物を管理する所属において基準を作成してください。
- 5 別紙の基準例は「本庁舎地下駐車場使用基準」を参考に作成したものです。あくまでも一例ですので、必要に応じて内容を加除修正し、各施設の実態に合わせた基準を作成してください。
- 6 基準を作成し施行されましたら、人事課へ1部送付願います。

問合先 人事課人事係

〇〇〇〇（施設名 ※複数施設をまとめる場合は総称） 駐車場使用基準

〇〇〇〇駐車場の適正な使用を目的として「〇〇〇〇駐車場使用基準」を定める。

1. 場所および台数

別紙「駐車場位置図」のとおり。〇台。

※複数施設の場合は、施設名を箇条書きにして記載

2. 駐車場は原則として施設利用者の用（別の用途もある場合はあらかじめここに盛り込む）に供する。ただし、所属長が職員の身体上の事情や職務の遂行上やむを得ないと判断し、自動車通勤を許可した場合に限り、職員も駐車場を使用することができる。
3. 駐車場の管理者は〇〇課長とする。管理者は、駐車場の管理において必要な具体的指示は、〇〇係長（〇〇所長）を通して行う。
4. 職員の駐車場の使用について承認又は取り消しを行うにあたっては、必ず起案し管理者の決裁を受けて行うものとする。
5. 職員は、駐車場を使用するときは、年度ごとに管理者へ様式1により申請する。
6. 職員は、駐車場の使用について変更又は中止するときは、管理者へ様式2により申請する。
7. 管理者は、職員からの使用申請又は使用変更申請があったときは、申請内容を精査し、駐車場の使用に支障がなければ様式3により使用を承認する。
8. 管理者は、駐車場の工事、緊急・異常事態時において駐車場使用に支障をきたすときは、車両の移動を命じなければならない。
9. 管理者は、駐車場の使用者が管理者の指示、駐車場使用に係るルールを守らないときは、使用許可を取り消すことができる。
10. 駐車場の使用許可を得た職員は次の責務を負う。
 - (1) 使用許可車は、指定の場所に駐車し、使用許可書を外部から確認できるフロントガラス内側に置くものとする。
 - (2) 車両の安全確認を怠らない。
 - (3) 駐車場使用に係るルール（例…運転速度・進行方向・通路の確保・積載場所・駐車リフト操作・消灯・待機・喫煙・ごみの持ち帰り・火気・危険物の保持など**※実際に各所属で必要なものを記載**）を守る。
 - (4) 次の場合には管理者へ速やかに通報する。
 - ① 駐車場内において、器物又は他車に損傷を与えたとき
 - ② 駐車場内に不審者又は危険物を発見したとき
 - ③ 駐車場内外において緊急又は異常事態が発生したとき
 - (5) 積雪・災害・事故等により駐車機能が果たせないときの障害物の除去作業、その他管理者が指示する駐車場の管理に関わる作業に協力する。ただし、身体上の理由で作業に携わることが困難な場合はこの限りではない。

11. 管理者は、業務上必要がある場合は、庁有車又は事業者の車両について駐車を臨時で使用させることができる。ただし、その場合の使用は、施設利用者に配慮し必要最小限にとどめなければならない。

【施行日】 この基準は、平成〇年〇月〇日から適用する。

19板政企第20号
平成19年5月 日

各 部（局）長 様

政策経営部長

指定管理者におけるコミュニケーションマークの利用について

日ごろから指定管理者制度の円滑な運用にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、指定管理者より「板橋区のコミュニケーションマークを刷り込んだ名刺を使用したい」という要望が主管課に寄せられましたので、下記の条件により区の職員と同様式の名刺の使用を認めることといたしました。必要に応じて指定管理者にお知らせ願います。

記

1 コミュニケーションマーク使用媒体等

指定管理者の従業員が、当該施設の管理運営に従事している際に使用する名刺。

2 条 件

区の職員と混同されないよう、名刺には「指定管理者」であることと、「会社（団体）名」を明記すること。

※別紙見本を参考にしてください。

1. コミュニケーションマークの作成経緯

昭和62年作成の旧コミュニケーションマークは、区役所のC Iの核を象徴するものとして作られた。当マークは区役所の基本的な姿勢をスローガンに掲げ、区役所のイメージを構築するため、区が作成する印刷物等に統一的に使用することとされた。

平成12年に、2000年を「再生元年」として位置付けたことから、新たなスタートを切る板橋区のイメージアップを図るため、2001の表記を含んでいた旧コミュニケーションマークを現マークへと変更した。その際、従来の印刷物等への使用に加え、移管開始となった清掃事業のシンボルマークとしても幅広く活用することとした。

2. コミュニケーションマークの使用

区が作成する冊子・チラシ・ポスター等の印刷物、封筒、区施設の案内盤・表示、庁有車、お知らせ（電子媒体を含む）、職員の名刺、などに使用している。

本来、区役所の統一したイメージを表すためのマークであり、外部使用については想定されていない。

民間事業者や団体・個人などから、コミュニケーションマークの使用を求められた際は、区主催事業、区施設管理、区の非常勤職員としての名刺など、区と直接的に関係する部分への使用のみ認めていると回答している。

今後、委託や指定管理が増えると、区と外部の仕切りが曖昧となってくることが予想されるが、区が所有する施設で主催する事業、区の委託部分の業務については、委託や指定管理の仕様の範囲内であれば、コミュニケーションマークの使用を認めることとする。

尚、民営施設については、区の財産や協定内容等に関わる表示以外へのコミュニケーションマークの使用は原則として認めないこととする。

3. 【参考】板橋区紋章の使用

板橋区紋章については、区後援名義を承認した主催者に、紋章の使用を求められた場合、審査し、あわせて承認するというケースがある。（総務課）

東京都板橋区後援名義等の使用承認事務取扱基準

（板橋区紋章の使用）

第十条 板橋区紋章（昭和二十七年板橋区条例第三号に定める紋章をいう。）の使用については、原則として区の主催事業及び共催事業に限定するものとする。ただし、後援等において区長が使用承認することを適当と認めたときはこの限りでない。

2 この基準の区名義の使用承認の規定は、前項の板橋区紋章の使用承認について準用する。

産業活性化推進室長 様
生きがい推進課長 様
生涯学習課長 様

政策企画課長

指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価制度の
試行について

平成19年1月に策定した「板橋区第二次経営刷新計画」において、指定管理者制度導入後の施設の管理運営が適正かつ効率的に行われているかなど、その効果をより一層的確に確認するための評価制度を確立するとともに、事業の安定性・継続性の観点から事業者の財務基盤の点検を行うことが盛り込まれました。

現在、評価制度の仕組みづくりについて検討中ですが、今後は、庁議の一環である「経営戦略会議」の一テーマとして、指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針を含む制度全般について審議される予定となっています。

基本方針が決定するまでに今暫く時間を要することとなりますので、第二次経営刷新計画に盛り込まれたモデルケースによる評価及び財務基盤の点検を先行して実施することといたします。

実施にあたっては「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針（案）」に基づくものとし、下記のとおり実施いたしますのでよろしくお願ひします。

なお、昨今の低賃金、非正規雇用の増大などによるいわゆる「ワーキングプア」が社会問題化していることを受けて、指定管理者の下で働く職員等の労働条件についても点検することといたしますのでご協力をお願いします。

記

- 1 対象施設 「企業活性化センター（産業活性化推進室）」
「仲町ふれあい館（生きがい推進課）」
「徳丸ふれあい館（同）」
「少年自然の家八ヶ岳荘（生涯学習課）」

※ ただし、労働条件の点検は、モデル実施につき、施設規模、従事職員数等を勘案し、今回は「仲町ふれあい館（生きがい推進課）」のみ実施するものとする。

- 2 実施時期 本年度中
- 3 実施方法 別添の「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針（案）」による。

20板政企第148号
平成21年2月25日

指定管理者制度導入施設
所管課(所)長様

政策経営部政策企画課課長

モニタリング・評価実施に伴う基本協定書等への記載事項について（通知）

日ごろより指定管理者制度導入施設の管理運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

モニタリング・評価につきましては、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」に基づき、今年度の試行を経て平成21年度に本格実施いたします。

今年度は、基本協定書等にモニタリング・評価（外部専門家による点検）に関する事項が明記されていなかったため、指定管理者の理解と協力を得てモデル実施をいたしました。今後、モニタリング・評価を円滑に行うためには、実施者・手法などの枠組みをあらかじめ協定書等で明確にしておくことが必要となりますので、施設所管課におかれましては、下記の記載例を参考に指定管理者の募集要項や指定管理者と締結する基本協定書等の作成をお願いいたします。

ただし、モニタリング・評価の内容・方法・時期等の詳細については、基本協定等に全て盛り込むことはできませんので、施設所管課において施設の特性や指定管理者の意見等を踏まえ、個々の施設の実情に即して定めてください。

また、モニタリング・評価に必要な利用者アンケート（満足度調査）に関しては、個々の施設特性等に応じた適切な方法・時期・期間により実施することとし、既に施設独自でニーズ調査等を実施している場合は、これに代えることができます。

記

1 募集要項（業務の概要）等における記載例

(1) 指定管理者が行う業務に対する監査及びモニタリング・評価に関すること

① 監査

地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行います。

② 指定管理者が行う自己評価

管理業務の実施状況など協定書に定める事項の点検・確認する事業報告書を作成するとともに、指定管理者が自らの責任と費用に基づき、利用者の意見や要望等を把握するために利用者アンケートを行い、自己評価を行います。アンケートの実施方法は、個別面接・回収箱・郵送・インターネットなどの中から指定管理者の判断で、適正な実施を確保します。

③ 施設所管課が行うモニタリング

区は、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、モニタリングを適時

実施します。モニタリングの結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかなきは、区は指定管理者に対して業務の改善等の指示を行うことがあります。

④ 評価委員会の設置

指定期間の中間年には利用者代表等を含めた「評価委員会」を設置し、評価を実施するとともに、評価委員会が行う評価を補完するため、財務状況と労働条件の点検を実施します。評価の結果については、ホームページ等に公表します。

ア財務状況の点検（経営状況の分析・評価）

目的：公の施設の管理運営を安定的・継続的に代行できる状況にあるか確認

内容：税理士等による書類審査、ヒアリング等

イ労働条件の点検（労働環境の分析・評価）

目的：適正な労働環境（労働基準法関係等）の確認と確保

内容：社会保険労務士による現地確認、書類審査、従業員面接、ヒアリング等

2 基本協定書における記載例

※追加する位置は（事業報告）（立入り検査等）の後
（自己評価の実施）

第〇〇条 乙は、定期的に利用者から意見を聴取し、利用者の満足度等の把握を行わなければならない。この場合において、意見聴取の実施時期、実施項目等は、甲と協議の上、定めるものとする。

2 乙は、前項の実施結果及び利用実績の分析により、毎年度自己評価を実施し、その報告書を第〇〇条の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

（モニタリング・評価の実施）

第〇〇条 乙は、甲が「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」（平成20年8月22日区長決定）に基づき実施するモニタリング・評価に協力しなければならない。

2 乙は、モニタリング・評価の実施にあたり、第〇〇条の立入り検査等のほか甲が指定する外部専門家が財務状況及び労働条件の点検又は点検に必要な文書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、モニタリング・評価において甲から改善等の指示があった場合は、甲から指示された内容に従い、速やかに管理業務の改善等を行わなければならない。

4 甲は、甲が設置する評価委員会が行う評価の結果について公表する。

〔備考〕

① 福祉サービス第三者評価を受けている施設は、財務状況の点検に関する表現を省いてください。

② 原則、モニタリング・評価等に関する記載は基本協定書になりますが、評価委員会を設置する年度は、年度協定書（別紙の仕様書等）に、外部専門家による財務状況と労働条件の点検の実施を明記してください。（事業者との点検に関する詳細の打合せは、基本方針にある各々の概要を使い行ってください。）